

令和元年度

衛生指導行政の概要

千葉県健康福祉部衛生指導課

目 次

1	生活衛生指導事業	1
(1)	生活衛生関係営業施設監視指導事業	2
(2)	公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター育成指導事業	7
(3)	公衆浴場確保対策事業	10
(4)	化製場、死亡獣畜取扱場、第8条準用施設及び畜舎・家きん舎等指導業務	12
(5)	建築物衛生管理事業	13
(6)	遊泳用プール指導事業	16
(7)	住宅宿泊事業者指導事業	17
2	食品衛生指導事業	18
(1)	食品営業許可業務	19
(2)	食品衛生監視業務	27
(3)	違反食品発見状況	31
(4)	行政処分状況	32
(5)	衛生教育等の業務	34
(6)	製菓衛生師業務	35
3	食品機動監視課事業	36
4	食品検査事業	41
(1)	食品衛生検査	42
(2)	食中毒予防対策事業	53
5	ふぐ取扱指導事業	56
6	狂犬病予防等事業	60
7	動物愛護管理事業	62
8	と畜衛生事業	74
9	食鳥肉衛生事業	80
10	食品安全推進事業	84
11	養成施設指導監督事業	86

1 生活衛生指導事業

1 生活衛生指導事業

生活衛生指導事業としては、理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法及び公衆浴場法に基づく生活衛生関係営業施設の監視指導業務並びに生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく各生活衛生同業組合、(公財)千葉県生活衛生営業指導センターの育成指導等がある。生活衛生関係営業施設の監視指導業務については、県下13保健所1支所の環境衛生監視員が、また、13の生活衛生同業組合及び(公財)千葉県生活衛生営業指導センターの育成指導については衛生指導課で実施している。

墓地等の経営許可等の権限について、平成13年4月1日からは「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により市町村へ移譲し、各市町村条例に基づき事務が実施されている。

なお、平成24年4月1日からは、墓地埋葬等に関する法律の改正により、市が許可権者とされたところである。

(1) 生活衛生関係営業施設監視指導事業

ア 生活衛生関係営業施設

生活衛生関係営業施設は、全体では14,662施設で、ここ数年横ばい傾向にある。業種ごとに見ると美容所と旅館はわずかに増加しているが、理容所、クリーニング所、取次所は減少している。なお、一般公衆浴場については燃料費、光熱費、用水費に係る経費の補助等の確保対策を講じている。

イ 監視指導業務

生活衛生関係営業施設の監視指導に当たっては、環境衛生関係営業施設監視指導実施要領に基づき、計画的かつ重点的に実施している。

さらに、営業者自ら、衛生水準の維持向上を図ることが望ましいことから、自主管理体制の確立及び推進を図っている。

ウ 浴槽水等のレジオネラ属菌検査

平成19年度から民間検査機関に委託して、公衆浴場及び旅館・ホテル等の浴槽水や原水等のレジオネラ属菌検査を実施している。

検査の結果、検出された場合は、レジオネラ症の発生を防止するため、直ちに当該浴槽の使用の自粛を要請し、改善を指導している。

エ クリーニング師試験結果

クリーニング業法に基づくクリーニング師試験を毎年度1回実施しており、本年度は令和2年1月に行い、合格率は47.3%であった。

項目 年度	願書提出者	受験者	合格者	合格率	実施期日
29年度	373人	349人	136人	39.0%	平成30年1月22日
30年度	349人	327人	130人	39.8%	平成31年1月15日
令和元年度	328人	315人	149人	47.3%	令和2年1月20日

生活衛生関係営業施設数の推移

保健所名 年度別	理容所	美容所	ク ー ン グ 所	取次所	興行場	一般公 衆浴場	その他 の浴場	旅館	計	
習志野	29	319	645	79	169	7	3	32	18	1,272
	30	312	647	77	166	7	3	32	18	1,262
	元	306	648	71	142	7	3	34	19	1,230
市川	29	332	749	108	240	53	12	47	63	1,604
	30	329	766	105	231	53	12	46	64	1,606
	元	326	770	98	202	55	10	47	71	1,579
松戸	29	502	1,070	127	248	10	6	55	49	2,067
	30	489	1,093	122	237	11	6	55	49	2,062
	元	481	1,123	118	230	12	6	56	45	2,071
野田	29	128	193	35	51	3		15	15	440
	30	128	193	33	46	3		15	15	433
	元	123	194	33	40	3		15	14	422
印旛	29	526	973	108	257	7		88	129	2,088
	30	520	982	103	257	7		87	131	2,087
	元	508	1,000	96	244	7		84	137	2,076
(成田)	29	154	312	37	52	1		41	84	681
	30	154	320	31	51	1		40	85	682
	元	151	328	31	44	1		36	87	678
香取	29	168	217	33	28	1	2	20	49	518
	30	166	217	33	26	1	2	20	51	516
	元	160	220	30	25	1	2	20	50	508
海匝	29	260	417	48	55	4	2	42	148	976
	30	256	423	48	56	4	1	42	149	979
	元	254	423	46	56	4	1	44	150	978
山武	29	217	385	38	52	3	1	29	160	885
	30	215	380	36	53	3	1	29	166	883
	元	210	379	35	47	3	1	29	173	877
長生	29	182	313	36	54	3	1	49	127	765
	30	180	319	33	54	3	1	50	142	782
	元	177	321	33	48	2	1	52	152	786
夷隅	29	120	169	21	30	1	1	42	269	653
	30	120	168	21	30	1	1	43	269	653
	元	120	164	21	26	1	1	42	274	649
安房	29	199	310	30	52	4		85	584	1,264
	30	196	308	29	49	3		84	568	1,237
	元	190	306	29	46	3		85	567	1,226
君津	29	332	604	77	100	5	2	69	189	1,378
	30	325	623	75	91	5	2	66	194	1,381
	元	321	642	71	89	5	2	67	202	1,399
市原	29	242	389	47	63	5		54	78	878
	30	242	390	44	61	5		54	73	869
	元	238	394	43	55	5		55	71	861
合計	29	3,527	6,434	787	1,399	106	30	627	1,878	14,788
	30	3,478	6,509	759	1,357	106	29	623	1,889	14,750
	元	3,414	6,584	724	1,250	108	27	630	1,925	14,662

(備考) 1 成田は、再掲
2 仮設興行場は含まない

生活衛生関係営業監視指導の推移

保健所名 年度別	理容所		美容所		クリーニング所		取次所		興行場		一般公衆浴場		その他の浴場		旅館		計		
	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	
習志野	29	80	25	208	32	20	25	51	30	7	100	1	33	20	63	7	39	394	31
	30	121	39	239	37	28	36	73	44	7	100	3	100	33	103	19	106	523	41
	元	119	39	232	36	36	51	50	35	7	100	3	100	37	109	18	95	502	41
市川	29	92	28	155	21	25	23	45	19	54	102	12	100	51	109	62	98	496	31
	30	132	40	212	28	29	28	74	32	52	98	12	100	50	109	70	109	631	39
	元	142	44	216	28	58	59	99	49	49	89	10	100	41	87	66	93	681	43
松戸	29	180	36	426	40	37	29	123	50	10	100	7	117	58	105	48	98	889	43
	30	186	38	386	35	46	38	82	35	10	91	6	100	56	102	47	96	819	40
	元	169	35	470	42	45	38	99	43	11	92	8	133	66	118	48	107	916	44
野田	29	27	21	116	60	16	46	25	49	3	100			17	113	15	100	219	50
	30	63	49	95	49	19	58	30	65	3	100			16	107	14	93	240	55
	元	34	28	89	46	14	42	15	38	3	100			16	107	15	107	186	44
印旛	29	143	27	320	33	25	23	94	37	7	100			88	100	112	87	789	38
	30	132	25	323	33	59	57	13	5	6	86			86	99	117	89	736	35
	元	78	15	168	17	24	25	47	19	7	100			74	88	121	88	519	25
(成田)	29	54	35	155	50	2	5	47	90	1	100			42	102	73	87	374	55
	30	59	38	107	33	42	135	13	25	1	100			44	110	81	95	347	51
	元	46	30	92	28	3	10	47	107	1	100			31	86	80	92	300	44
香取	29	172	102	224	103	33	100	29	104	1	100	2	100	19	95	44	90	524	101
	30	164	99	220	101	33	100	27	104	1	100	2	100	20	100	44	88	511	99
	元	137	86	179	81	29	97	23	92	1	100	2	100	21	105	41	82	433	85
海匝	29	183	70	260	62	11	23	62	113	1	25	1	50	28	67	88	59	634	65
	30	244	95	189	45	36	75	1	2	1	25	1	100	17	40	83	56	572	58
	元	2	1	50	12			43	77					14	32	76	51	185	19
山武	29	113	52	259	67	20	53	39	75	3	100	1	100	28	97	134	84	597	67
	30	140	65	228	60	21	58	15	28	3	100	1	100	24	83	111	67	543	61
	元	85	40	121	32	13	37	39	83	3	100	1	100	25	86	120	69	407	46
長生	29	86	47	139	44			41	76	3	100			50	102	128	101	447	58
	30	82	46	142	45	32	97	2	4	3	100			50	100	130	92	441	56
	元	65	37	138	43			50	104	2	100	2	200	55	106	139	91	451	57
夷隅	29	60	50	87	51	11	52	16	53	1	100	1	100	51	121	235	87	462	71
	30	58	48	84	50	10	48	14	47	1	100	1	100	56	130	241	90	465	71
	元	56	47	77	47	12	57	11	42	1	100	1	100	33	79	209	76	400	62
安房	29	130	65	184	59	17	57	27	52	4	100			112	132	549	94	1,023	81
	30	120	61	204	66	22	76	37	76	3	100			98	117	506	89	990	80
	元	126	66	176	58	16	55	23	50	1	33			88	104	469	83	899	73
君津	29	107	32	225	37	41	53	49	49	5	100	1	50	31	45	133	70	592	43
	30	125	38	51	8			29	32	1	20			30	45	130	67	366	27
	元	55	17	51	8	16	23	19	21	2	40	1	50	28	42	110	54	282	20
市原	29	83	34	115	30	26	55	32	51	6	120			50	93	68	87	380	43
	30	64	26	93	24	17	39	27	44	5	100			50	93	68	93	324	37
	元	72	30	124	31	23	53	28	51	5	100			55	100	34	48	341	40
合計	29	1,456	41	2,718	42	282	36	633	45	105	99	26	87	603	1	1,623	86	7,446	50
	30	1,631	47	2,466	38	352	46	424	31	96	91	26	90	586	94	1,580	84	7,161	49
	元	1,140	33	2,091	32	286	40	546	44	92	85	28	104	553	88	1,466	76	6,202	42

(備考) 成田は、再掲

浴槽水等のレジオネラ属菌検査結果

	浴槽水				原水、原湯			その他			総検体数
	検体数	水質基準 不適合 検体数	不適合 率 (%)	レジ菌数 最大値	検体数	水質基準 不適合 検体数	不適合 率 (%)	検体数	レジ菌 検 出 検体数	検出率 (%)	
29年度	74	16	21.6	29,000	0	0	0	7	1	14.3	81
30年度	80	12	15.0	100,000	0	0	0	3	0	0.0	83
令和元 年度	82	10	12.2	180,000	2	0	0	3	0	0.0	87

※ 浴槽水並びに原水及び原湯のレジオネラ属菌の水質基準は「検出されないこと(10CFU/100ml未満)」

千葉県生活衛生同業組合一覧

令和元年12月31日現在

組合名	組合設立認可年月日	〒	事務所所在地	電話(Tel)番号 Fax番号	理事長氏名	組合員数
理容	昭和32年12月6日	260-0033	千葉市中央区春日1-22-4	Tel 043-242-5415 Fax 043-242-6055	増田 稔	2,006
美容業	昭和32年11月29日	262-0033	千葉市花見川区幕張本郷1-22-6	Tel 043-273-5151 Fax 043-275-8664	野村 敏夫	2,357
クリーニング	昭和32年12月26日	261-0001	千葉市美浜区幸町2-19-21 (千葉県クリーニング会館内)	Tel 043-246-7722 Fax 043-246-7723	皆川 公雄	222
興行	昭和32年12月26日	260-0013	千葉市中央区中央3-8-8 (千葉興行㈱内)	Tel 043-222-4265 Fax 043-222-1325	臼井 正人	201
公衆浴場業	昭和33年1月18日	260-0854	千葉市中央区長洲2-9-6	Tel 043-222-3858 Fax 同上	土肥 一夫	45
旅館ホテル	昭和33年2月27日	260-0015	千葉市中央区富士見2-3-1 (塚本大千葉ビル内)	Tel 043-222-6590 Fax 043-222-6521	篠原 正人	333
麺類業	昭和33年5月12日	260-0854	千葉市中央区春日1-22-4	Tel 043-246-0062 Fax 同上	櫻田 忠夫	100
冰雪販売業	昭和33年5月15日			平成11年5月17日付けで休止届		
食肉	昭和33年9月24日	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 (千葉県経営者会館505号)	Tel 043-247-0451 Fax 043-247-7650	倉持 繁夫	213
すし商	昭和34年10月10日	261-0001	千葉市美浜区幸町2-18-12-203	Tel 043-307-9199 Fax 043-307-9198	後藤 政博	105
中華料理	昭和41年5月10日	263-0054	千葉市稲毛区宮野木町969-1-406	Tel 043-287-8008 Fax 同上	松本 孝幸	43
料理業	昭和43年9月16日	277-0073	柏市松葉町7-20-2	Tel 04-7133-0352 Fax 04-7133-0358	江原 邦夫	31
飲食業	昭和43年9月18日	273-0001	船橋市市場1-8-1 (船橋地方卸売市場内 関連棟2F)	Tel 047-426-7270 Fax 047-426-7271	小山内 仁	2,100
(公財)千葉県生活衛生 営業指導センター	昭和57年1月30日	260-0854	千葉市中央区長洲1-15-7 (千葉県森林会館内)	Tel 043-307-8272 Fax 043-307-8273	理事長 臼井 正人	—
千葉県生活衛生同業 組合連絡協議会	昭和33年4月23日	260-0854	千葉市中央区長洲1-15-7 (千葉県森林会館内)	Tel 043-307-8272 Fax 043-307-8273	会長 野村 敏夫	7,756

(2) 公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター育成指導事業

(公財)千葉県生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3による知事の指定を受けた法人であり、生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者・消費者の利益の擁護を図るため、以下のような事業を行っている。

- ①生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上及び経営健全化に係る相談・指導
- ②生活衛生関係営業に係る利用者・消費者の苦情相談
- ③標準営業約款に係る営業者登録
- ④クリーニング師研修会等の開催
- ⑤生活衛生関係営業に係る情報の提供

県では、相談指導事業等の支援を目的とする「生活衛生営業指導センター指導助成事業」及び生活衛生同業組合の活性化事業等の支援を目的とする「生活衛生営業振興対策事業」を実施し、(公財)千葉県生活衛生営業指導センターの育成を図っている。

ア 公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター補助金交付状況

(生活衛生営業指導センター指導助成事業)

年度	補助対象事業	補助対象	補助率	補助金	備考
元	1 相談指導事業 2 情報化整備事業 3 後継者育成支援事業 4 健康・福祉対策推進事業 5 消費者コールセンター等 事業	各補助対象事業に要する経費	事業ごとに予算の範囲内とする。	26,701,638円 うち国庫補助金 13,350,000円	人件費 20,717,189円 事業費 5,984,449円

(生活衛生営業振興対策事業)

年度	交付対象	交付対象経費	補助率	交付金	備考
元	生活衛生営業振興対策事業	各交付対象事業に要する経費	指導センターが実施する事業については定額組合が実施する事業については、1/2	4,000,000円	生活衛生営業振興対策事業費 4,000,000円 うち組合助成費 3,000,000円

生活衛生営業経営指導員相談状況

対象業種	指導・相談件数(件)							合計
	融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	
理容	80	1	2		2	13	37	135
美容業	62		3				31	96
クリーニング	16				195	10		221
興行							10	10
公衆浴場業	4						5	9
旅館ホテル	5						5	10
氷雪販売業								0
麺類業	28			5		3	14	50
食肉	9					2	6	17
すし商	7				5	5	11	28
中華料理	7				6		5	18
料理業	16			2	10	7	2	37
飲食業	97	2	5	5	11	10	20	150
計	331	3	10	12	229	50	146	781

※電話等による相談含む

イ 公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センターへの業務委託

生活衛生関係業者に対する株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事推薦書の交付事務について、指導センターに業務委託している。

委託事業	委託料	備考
日本政策金融公庫融資に係る知事推薦書交付事務	100,000円	知事推薦書の交付者80名

日本政策金融公庫貸付決定状況

単位:千円

業種	年度 項目	28		29		30		元	
		件数	申込金額	件数	申込金額	件数	申込金額	件数	申込金額
理容		6	54,000	8	67,770	4	3,250	2	15,570
美容業		33	335,500	34	300,250	38	35,451	29	288,430
クリーニング		1	7,000						
興行									
公衆浴場									
旅館業		1	10,000	3	80,000	1	34,077	4	51,480
麺類業				3	41,000	1	1,000		
氷雪販売									
食肉									
すし商		2	31,000			1	900	1	5,530
中華料理						3	2,930	1	9,700
料理業								1	9,000
飲食業		71	827,580	74	907,590	36	39,937	42	450,370
喫茶		2	19,000	2	17,800	1	2,250		
簡易宿所									
社交						1	720		
食鳥肉									
サウナ				1	30,000				
合計		116	1,284,080	125	1,444,410	86	120,515	80	830,080

(3) 公衆浴場確保対策事業

ア 公衆浴場入浴料金

公衆浴場の入浴料金は、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」に基づき、知事が指定することとされている。現在の入浴料金は、令和元年度に改定し、額は大人450円、中人170円、小人70円となっている。

イ 公衆浴場確保対策

公衆浴場は、自家風呂の普及に伴う利用者の減少及び諸経費の上昇等による営業不振や施設の老朽化等の理由による転廃業が多く、施設数は減少している。

こうした現状を踏まえ、県としては地域住民の公衆衛生の保持と増進を図るため、昭和48年度から各種の助成策を講じており、本年度も次の助成事業を行っている。

なお、千葉市内の公衆浴場営業者は平成4年度から、船橋市内の公衆浴場営業者は平成15年度から、柏市内の公衆浴場営業者は平成20年度から対象外としている。

公衆浴場経営基盤安定化補助(昭和61年度から)

直近の税務に係る申告書等において浴場経営に係る経営収支実績に不足額が生じている公衆浴場に対して、経営の安定化を図るため、燃料、光熱費及び用水費に係る経費の1/2の額(25万円を限度とする。)を補助するもので、本年度は4,878千円を交付している。

公衆浴場経営基盤安定化補助金交付状況

年度	区分	補助金総額(千円)	対象施設数
27		6,177	25
28		5,875	24
29		5,855	24
30		5,354	22
元		4,878	20

公衆浴場入浴料金の推移

年度	申請年月日	諮問年月日	答申年月日	施行年月日	入浴料金(円)				一般 公衆浴場 施設数 (全県)	備考
					大人(12才 以上の者)	中人(6才以上 12才未満の者)	小人(6才 未満の者)	洗髪料(12才以 上の者)		
昭和59年度	59. 7. 14	59. 7. 27	59. 8. 27	59. 9. 5	235	100	55	25	264	
60年度	60. 7. 11	60. 8. 23	60. 9. 2	60. 9. 14	245	100	55	25	261	
61年度	—	—	—	—	245	100	55	25	254	
62年度	62. 7. 21	62. 8. 5	62. 8. 24	62. 9. 2	270	110	55	—	242	洗髪料金廃止
63年度	63. 7. 14	63. 7. 27	63. 8. 18	63. 8. 27	280	120	60	—	230	
平成元年度	元. 5. 16	元. 6. 16	元. 7. 6	元. 7. 15	295	130	60	—	218	
2年度	2. 7. 3	2. 7. 17	2. 8. 3	2. 8. 11	310	140	60	—	206	
3年度	3. 7. 19	3. 8. 5	3. 8. 5	3. 8. 14	320	140	60	—	197	
4年度	4. 7. 9	4. 7. 28	4. 7. 28	4. 8. 5	330	150	60	—	185	
5年度	5. 7. 1	5. 7. 21	5. 7. 21	5. 7. 31	340	160	60	—	174	
6年度	6. 11. 4	6. 12. 21	6. 12. 21	6. 1. 7	350	170	70	—	169	
7年度	7. 10. 24	7. 11. 28	7. 11. 28	7. 12. 9	360	170	70	—	165	
8年度	8. 10. 9	8. 11. 5	8. 11. 5	8. 11. 16	370	170	70	—	159	
9年度	9. 7. 24	9. 10. 24	9. 10. 24	9. 11. 8	385	170	70	—	152	
10年度	—	—	—	—	385	170	70	—	149	
11年度	—	—	—	—	385	170	70	—	143	
12年度	—	—	—	—	385	170	70	—	136	
13年度	—	—	—	—	385	170	70	—	134	
14年度	—	—	—	—	385	170	70	—	135	
15年度	—	—	—	—	385	170	70	—	122	
16年度	—	—	—	—	385	170	70	—	120	
17年度	—	—	—	—	385	170	70	—	111	
18年度	18. 6. 30	18. 9. 21	18. 10. 24	18. 12. 1	420	170	70	—	101	
19年度	—	—	—	—	420	170	70	—	96	
20年度	—	—	—	—	420	170	70	—	83	
21年度	—	—	—	—	420	170	70	—	79	
22年度	—	—	—	—	420	170	70	—	78	
23年度	—	—	—	—	420	170	70	—	75	
24年度	—	—	—	—	420	170	70	—	72	
25年度	26. 2. 3	26. 2. 19	26. 2. 19	26. 4. 1	430	170	70	—	64	
26年度	—	—	—	—	430	170	70	—	62	
27年度	—	—	—	—	430	170	70	—	58	
28年度	—	—	—	—	430	170	70	—	57	
29年度	—	—	—	—	430	170	70	—	54	
30年度	—	—	—	—	430	170	70	—	51	
令和元年度	—	—	—	元. 10. 1	450	170	70	—	46	

(4) 化製場、死亡獣畜取扱場、第8条準用施設及び畜舎・家きん舎等指導業務

本県は、畜産や水産業が盛んであることから、化製場等の施設が多い。

これらの施設から悪臭、汚排水が発生することにより地域住民の日常生活に悪影響を及ぼす恐れがあるため、立入検査を実施するとともに、令和元年度は6月3日から14日までを「化製場等清掃強調期間」と定め、設置者自ら衛生的環境の確保に努めるよう指導を行っている。

なお、畜舎、家きん舎についても立入検査を実施している。

化製場等施設数及び施設別監視件数

保健所名	区分	化製場	死亡獣畜 取扱場	第8条準用施設		畜舎・家きん舎	
				製造施設	貯蔵施設	畜舎	家きん舎
習志野						27	
市川						40	
松戸						36	3
野田						7	
印旛			1	1		15	2
香取			1	1		5	
海匝		3		5		4	1
山武		1				1	
長生						3	
夷隅						2	
安房			1			15	2
君津				1		14	
市原						9	
計		4	3	8		178	8
監視件数		4	3	8		185	

(5) 建築物衛生管理事業

ア 特定建築物に係る指導業務

① 特定建築物立入状況

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」では、多くの人が使用又は利用する百貨店、店舗、集会場、学校等の特定建築物の管理を適正に行うため、建築物環境衛生管理基準を定めている。

県では、特定建築物において、空気環境の調整、給排水の管理、ねずみ・昆虫等の防除及び清掃等が総合的に行われ、適正な管理がされるよう立入指導を行っている。

② 建築物管理事業の登録状況

建築物管理事業登録は、建築物清掃業、建築物空気環境測定業、建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物飲料水水質検査業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管用清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業、建築物環境衛生総合管理業の8業種がある。

これらの登録業者の指導を「千葉県建築物衛生事業登録指導要綱」及び「建築物管理事業登録営業所立入検査指導要領」に基づき行っている。

イ 住居衛生相談業務

各健康福祉センター（保健所）に相談窓口を設置し、住民からの相談に対して情報提供等を行うとともに、必要に応じて検査機器を用いた現場検査を行っている。

住居衛生相談件数及び測定件数

年度	相談件数	測定件数
平成27年度	71(24)	0
平成28年度	63(18)	0
平成29年度	76(27)	2
平成30年度	48(17)	0
令和元年度	62(24)	0

()内は、室内環境の相談件数

特定建築物施設数及び立入状況一覧

健康福祉 センター (保健所)	興行場	百貨店	店舗	事務所		学校	旅館	集会場	図書館	博物館	美術館	遊技場	施設数 総計	届出 件数	廃止 件数	立入 対象 施設数	立入 検査数	立入率 (%)
				もっばら	その他													
29年度計	46 (15)	109 (0)	294 (0)	112 (54)	116 (17)	94 (17)	139 (6)	49 (34)	13 (13)	6 (5)	2 (1)	16 (0)	996 (162)	16 (2)	6 (1)	834	447	53.6
30年度計	46 (15)	110 (0)	298 (0)	112 (54)	120 (17)	92 (17)	145 (6)	50 (35)	13 (13)	6 (5)	2 (1)	17 (0)	1011 (163)	26 (2)	11 (1)	848	418	49.3
元年度計	48 (16)	108 (0)	305 (0)	112 (54)	122 (18)	96 (20)	149 (6)	50 (36)	14 (14)	6 (5)	2 (1)	17 (0)	1029 (170)	27 (7)	8 (1)	859	399	46.4
習志野	2 (2)	18 (0)	22 (0)	9 (5)	4 (0)	18 (4)	4 (0)	4 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	89 (16)	5 (4)	0 (0)	73	17	23
市川	26 (1)	18 (0)	25 (0)	24 (7)	23 (3)	26 (6)	32 (0)	8 (7)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	3 (0)	188 (27)	8 (0)	1 (0)	161	79	49
松戸	8 (4)	30 (0)	19 (0)	10 (4)	27 (6)	10 (1)	3 (0)	4 (3)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	115 (21)	2 (0)	0 (0)	94	33	35
野田	0 (0)	5 (0)	13 (0)	3 (2)	6 (2)	9 (1)	2 (0)	4 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	43 (7)	3 (0)	0 (0)	36	11	31
印旛	5 (2)	20 (0)	70 (0)	15 (8)	43 (2)	9 (1)	24 (0)	16 (12)	3 (3)	1 (1)	2 (1)	3 (0)	211 (30)	3 (0)	3 (0)	181	61	34
(成田)	1 (0)	3 (0)	26 (0)	3 (3)	29 (1)	2 (0)	20 (0)	7 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	94 (9)	1 (0)	1 (0)	85	46	54
香取	0 (0)	1 (0)	12 (0)	3 (3)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (6)	1 (0)	1 (1)	15	14	93
海匝	1 (1)	1 (0)	17 (0)	4 (4)	2 (1)	1 (1)	8 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	38 (11)	0 (0)	0 (0)	27	0	0
山武	2 (2)	2 (0)	20 (0)	4 (3)	4 (1)	7 (1)	3 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	44 (8)	1 (1)	0 (0)	36	34	94
長生	0 (0)	0 (0)	29 (0)	2 (2)	2 (1)	1 (0)	12 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	48 (4)	0 (0)	1 (0)	44	33	75
夷隅	1 (1)	0 (0)	11 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (0)	8 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	25 (5)	0 (0)	1 (0)	20	10	50
安房	1 (1)	0 (0)	8 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	32 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	45 (7)	0 (0)	0 (0)	38	41	108
君津	1 (1)	12 (0)	25 (0)	22 (9)	6 (0)	4 (0)	16 (1)	4 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	93 (14)	2 (1)	1 (0)	79	18	23
市原	1 (1)	1 (0)	34 (0)	12 (3)	2 (1)	9 (4)	3 (0)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	69 (14)	2 (1)	0 (0)	55	48	87

(備考) 1 ()内は、国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供する施設の再掲

2 成田は、再掲

建築物管理事業登録数及び立入状況一覧

保健所名	清掃業	空気環境測定業	空気調和用ダクト清掃業	飲料水水質検査業	飲料水貯水槽清掃業	排水管清掃業	ねずみ昆虫等防除業	環境衛生総合管理業	登録数総計	登録件数	登録満了件数	廃止件数	立入件数	立入率(%)
29年度計	113	21	3	13	165	18	38	49	420	104	97	5	156	37
30年度計	114	20	3	13	164	19	38	47	418	90	85	5	128	31
元年度計	113	20	3	12	168	19	39	45	419	46	38	7	96	23
習志野	4	2	0	2	16	5	2	3	34	4	2	0	3	9
市川	21	0	1	0	20	6	8	11	67	3	0	3	8	12
松戸	21	2	0	4	35	4	6	13	85	11	10	0	12	14
野田	1	0	0	0	9	1	1	1	13	1	0	1	1	8
印旛	21	2	1	1	22	1	7	6	61	8	9	1	7	11
(成田)	15	1	1	0	14	1	6	6	44	6	7	0	5	11
香取	1	2	0	0	3	0	1	1	8	0	0	0	0	0
海匝	4	0	0	0	7	0	0	2	13	4	4	0	3	23
山武	8	0	0	2	8	0	1	2	21	3	2	0	3	14
長生	6	1	0	0	4	0	2	1	14	1	0	1	2	14
夷隅	2	0	0	0	5	1	0	1	9	0	1	0	1	11
安房	6	2	0	0	13	1	4	0	26	4	3	1	27	104
君津	14	6	1	2	17	0	5	4	49	6	6	0	10	20
市原	4	3	0	1	9	0	2	0	19	1	1	0	19	100

(備考) 成田は再掲

(6) 遊泳用プール指導事業

遊泳用プールについては、従来の「千葉県遊泳用プール指導要綱」を「千葉県遊泳用プール行政指導指針」（平成21年5月29日制定）に改め、衛生及び安全の確保の観点から適正な維持管理等を指導している。

また「遊泳用プール施設調査指導要領」を定め、定期的な立入指導を行っている。

遊泳用プール施設数及び立入検査状況一覧

健康福祉センター (保健所)名	営業用		事業用		その他		施設数総計		検査数		検査率(%)	
	通年	季節	通年	季節	通年	季節	通年	季節	通年	季節	通年	季節
平成29年度	157	159	3	11	0	11	160	181	163	148	102	82
平成30年度	156	157	3	10	0	11	159	178	162	145	102	81
令和元年度	156	149	3	10	0	13	159	172	154	141	97	82
習志野	17	23	0	0	0	0	17	23	19	8	112	35
市川	30	19	0	0	0	0	30	19	23	19	77	100
松戸	25	20	0	0	0	0	25	20	28	18	112	90
野田	4	3	0	0	0	0	4	3	4	3	100	100
印旛	29	23	0	3	0	2	29	28	29	18	100	64
(成田)	11	6	0	0	0	0	11	6	11	6	100	100
香取	3	4	0	0	0	0	3	4	3	4	100	100
海匝	5	3	0	0	0	0	5	3	4	3	80	100
山武	7	6	0	1	0	0	7	7	7	7	100	100
長生	6	6	0	2	0	2	6	10	6	10	100	100
夷隅	3	4	1	2	0	4	4	10	2	10	50	100
安房	6	18	1	0	0	3	7	21	8	15	114	71
君津	16	16	1	2	0	1	17	19	16	21	94	111
市原	5	4	0	0	0	1	5	5	5	5	100	100

(備考) 成田は、再掲

(7) 住宅宿泊事業者指導事業

平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行されたことから、いわゆる「民泊」サービスにおける衛生の確保等のため、住宅宿泊事業者等への指導を行う。

住宅宿泊事業の届出については衛生指導課において全県分を受理し、届出住宅等の指導については「千葉県住宅宿泊事業等に対する指導要領」を定め、各健康福祉センター及び衛生指導課が立入検査及び指導を行う。

住宅宿泊事業届出住宅数及び立入検査状況一覧

健康福祉センター(保健所)名	届出住宅数	検査数
平成30年度	306	7
令和元年度	557	163
習志野	56	8
市川	87	19
松戸	81	45
野田	10	4
印旛	69	9
(成田)	34	3
香取	8	8
海匝	7	
山武	28	4
長生	35	11
夷隅	47	2
安房	24	7
君津	13	5
市原	8	2
衛生指導課	84	36

(備考) 成田は、再掲

2 食品衛生指導事業

2 食品衛生指導事業

県下13健康福祉センター(保健所)、1支所等に配置した食品衛生監視員が、食品営業施設の許可業務、「千葉県食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導業務、食品等の収去検査業務、食品営業関係者及び消費者を対象に衛生教育等を実施しているほか、食品営業者による自主管理体制の確立を促進するため、食品衛生責任者の設置及び食品衛生指導員の指導育成を促進している。

また、食品衛生関係業務のOA化による、営業許可関係業務、監視指導業務等の効率化に努めている。

(1) 食品営業許可業務

ア 食品営業許可件数

新規営業許可件数	4,934件
継続営業許可件数	6,853件
廃業件数	5,237件

イ 過去5年間の許可を要する食品営業施設数の推移	表1-1
ウ 過去10年間の業種別食品営業施設数の推移	表1-2
エ 業種別・保健所等別食品営業施設数	表1-3～4
オ 業種別・保健所別新規営業許可件数	表1-5
カ 業種別・保健所別継続営業許可件数	表1-6
キ 業種別・保健所別廃業件数	表1-7

表1-1 過去5年間の許可を要する施設数の推移

年度別	27	28	29	30	令和元年
保健所					
習志野	5,579	5,549	5,563	5,556	5,408
市川	7,857	7,830	7,855	7,920	7,970
松戸	9,251	9,336	9,330	9,534	9,673
野田	2,138	2,164	2,161	2,243	2,246
印旛	10,094	10,123	10,008	10,129	10,042
香取	2,280	2,188	2,156	2,114	2,125
海匝	4,133	4,078	4,013	3,972	3,949
山武	3,623	3,563	3,536	3,585	3,534
長生	3,084	3,078	3,119	3,014	2,955
夷隅	2,083	1,997	1,994	1,988	1,988
安房	4,237	4,216	4,180	4,170	4,098
君津	6,368	6,328	6,328	6,434	6,432
市原	4,426	4,387	4,250	4,213	4,150
計	65,153	64,837	64,493	64,872	64,570

表1-2 食品営業施設数の推移(平成22年度～令和元年度)

許可を要する施設

業種		年度別									
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	13,334	13,199	13,157	13,157	13,164	13,126	13,140	13,084	13,096	13,002
	仕出し屋・弁当屋	2,679	2,644	2,684	2,683	2,638	2,626	2,613	2,608	2,599	2,585
	旅館	1,597	1,541	1,495	1,451	1,400	1,349	1,295	1,258	1,221	1,180
	その他	19,198	18,865	18,841	18,827	18,780	18,716	18,784	18,765	18,892	18,954
	小計	36,808	36,249	36,177	36,118	35,982	35,817	35,832	35,715	35,808	35,721
菓子(パンを含む)製造業		4,223	4,304	4,569	4,720	4,824	4,790	4,874	4,942	5,340	5,387
乳処理業		16	16	16	15	16	16	16	15	15	16
特別牛乳さく取処理業											
乳製品製造業		54	57	60	63	63	63	63	63	64	63
集乳業		8	7	7	7	7	7	7	7	7	6
魚介類販売業		4,441	4,344	4,366	4,396	4,426	4,417	4,376	4,348	4,359	4,326
魚介類せり売り営業		38	37	37	37	38	38	38	38	37	37
魚肉ねり製品製造業		42	42	47	46	44	42	41	43	43	40
食品の冷凍または冷蔵業		272	269	273	280	284	278	289	303	305	309
かん詰又はびん詰食品製造業(上記及び下記以外)		70	73	75	75	75	75	72	73	74	73
喫茶店営業		5,897	5,811	5,517	5,300	5,274	5,074	4,933	4,919	4,899	4,866
あん類製造業		27	28	29	30	31	33	32	33	31	30
アイスクリーム類製造業		623	624	618	629	623	629	640	654	665	671
乳類販売業		8,359	8,066	7,865	7,730	7,712	7,480	7,248	6,971	6,835	6,715
食肉処理業		259	255	253	252	245	244	241	242	245	243
食肉販売業		3,891	3,844	3,869	3,905	3,980	3,984	3,997	3,981	4,003	3,985
食肉製品製造業		49	50	50	52	52	53	55	52	55	56
乳酸菌飲料製造業		5	5	5	5	5	5	5	5	6	6
食用油脂製造業		19	19	20	22	26	34	32	33	33	35
マーガリン又はショートニング製造業		2	2	2	3	3	3	3	4	4	4
みそ製造業		194	196	195	192	195	197	193	192	186	177
醤油製造業		44	48	53	52	50	51	50	51	49	48
ソース類製造業		62	63	67	66	68	71	69	74	75	73
酒類製造業		51	52	52	54	56	59	59	62	65	64
豆腐製造業		279	272	256	239	227	220	198	181	172	157
納豆製造業		11	11	10	10	8	8	9	7	8	7
めん類製造業		118	117	118	120	119	116	118	120	120	116
そうざい製造業		1,052	1,068	1,108	1,114	1,125	1,118	1,122	1,139	1,147	1,120
添加物製造業		73	77	81	84	83	83	83	82	80	81
食品の放射線照射業											
清涼飲料水製造業		48	50	49	49	55	56	55	58	58	57
氷雪製造業		43	42	42	41	43	39	37	38	37	37
氷雪販売業		68	65	63	62	58	53	50	48	47	44
計(①)		67,146	66,163	65,949	65,768	65,797	65,153	64,837	64,493	64,872	64,570

許可を要しない施設

業種		年度別									
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
給食施設	学校	294	289	280	267	261	258	250	247	245	238
	病院・診療所	122	119	119	127	117	123	121	128	128	126
	事業所	72	67	74	77	58	58	57	79	78	78
	その他	754	762	776	786	787	823	835	915	966	1,029
	小計	1,242	1,237	1,249	1,257	1,223	1,262	1,263	1,369	1,417	1,471
乳さく取業		922	906	903	885	845	764	758	704	631	611
食品製造業		722	709	700	687	651	669	665	793	806	866
野菜・果実販売業		4,088	4,004	3,746	3,735	3,640	3,666	3,592	3,352	3,394	3,570
そうざい販売業		5,005	5,073	5,008	4,986	4,866	4,872	4,810	4,341	4,398	4,632
菓子(パンを含む)販売業		7,553	7,681	7,645	7,640	7,273	7,236	6,957	6,599	6,612	7,039
食品販売業(上記以外)		9,027	9,300	8,973	8,990	8,600	8,590	8,233	7,726	7,730	7,840
添加物製造業 ※		15	15	17	17	16	20	18	18	16	16
添加物販売業		1,948	2,031	2,041	2,104	2,120	2,396	2,352	2,330	2,378	2,612
氷雪採取業				3		2			2	4	
器具、容器包装、おもちゃの製造業又は販売業		2,296	2,367	2,394	2,471	2,457	2,487	2,419	2,531	2,571	2,816
計(②)		32,818	33,323	32,679	32,772	31,693	31,962	31,067	29,765	29,957	31,473

※法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く

食品営業施設合計

合計(①+②)	99,964	99,486	98,628	98,540	97,490	97,115	95,904	94,258	94,829	96,043
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

食品営業施設数の推移

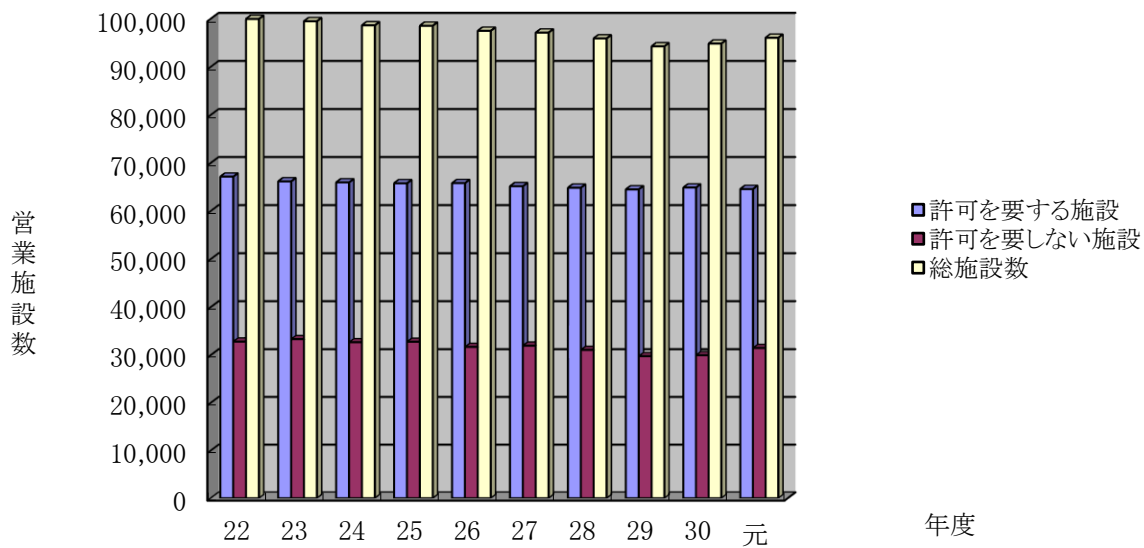


表1-3 令和元年度許可を要する食品営業施設数

業種	保健所等	習志野	市川	松戸	野田	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原	合計	中食検	東食検	南食検	小計
飲	一般食堂・レストラン等	1,099	1,692	2,055	444	2,084	372	663	670	573	447	745	1,290	868	13,002		(2)		(2)
食	仕出し屋・弁当屋	243	283	408	78	433	121	155	142	122	68	160	225	147	2,585				
店	旅館	15	52	34	12	98	24	73	85	81	161	367	128	50	1,180				
営	その他	1,649	2,607	3,041	596	2,591	508	1,129	924	886	449	1,117	2,065	1,392	18,954	(1)	(1)	(1)	(3)
	小計	3,006	4,634	5,538	1,130	5,206	1,025	2,020	1,821	1,662	1,125	2,389	3,708	2,457	35,721	(1)	(3)	(1)	(5)
	菓子(パンを含む)製造業	446	654	856	201	909	232	341	286	247	156	327	476	256	5,387				
	乳処理業	2			1	2	3			1		4	3		16				
	特別牛乳さく取処理業																		
	乳製品製造業	5	1		4	16	4		9	3	7	5	9		63				
	集乳業				1		1			1		1	1	1	6				
	魚介類販売業	320	477	650	145	667	149	399	264	173	161	290	385	246	4,326				
	魚介類せり売り営業					1		6	1		11	14	4		37				
	魚肉ねり製品製造業		2		1	4	1	17	1	1	2	4	5	2	40				
	食品の冷凍または冷蔵業	26	24	20	6	51	5	88	26	6	15	29	12	1	309				
	かん詰又はびん詰食品製造業(上記及び下記以外)	2	1	6	7	7	5	16	10	2	1	4	12		73				
	喫茶店営業	433	633	684	212	938	122	165	235	257	122	192	526	347	4,866				
	あん類製造業	1		2	2	2	5	8	2		1	4	2	1	30				
	アイスクリーム類製造業	51	74	68	17	149	24	32	30	22	11	52	91	50	671				
	乳類販売業	666	919	1,050	276	1,123	218	329	337	254	151	340	613	439	6,715		(1)		(1)
	食肉処理業	13	12	27	13	44	15	41	18	10	4	13	23	10	243	(8)	(19)	(14)	(41)
	食肉販売業	338	461	660	155	654	153	237	237	184	107	198	343	258	3,985	(3)	(9)	(3)	(15)
	食肉製品製造業	3	2	3		10	8	6	7	4		3	4	6	56		(2)		(2)
	乳酸菌飲料製造業	1				2	1					1	1		6				
	食用油脂製造業	1	1	1	1	4	2	7	4	2	2	2	6	2	35				
	マーガリン又はショートニング製造業					1		1	2						4				
	みそ製造業	7	1	6	6	20	18	28	29	11	10	20	18	3	177				
	醤油製造業	4	1	3	11	3	5	11	2	2		1	5		48				
	ソース類製造業	6	2	3	4	14	4	11	13	4	2	4	5	1	73				
	酒類製造業	1	2	4	4	5	7	5	8	6	6	6	10		64				
	豆腐製造業	15	12	21	5	23	7	12	13	6	8	14	13	8	157				
	納豆製造業					1	2		2			2			7				
	めん類製造業	7	10	14	6	19	3	9	8	17	5	9	4	5	116				
	そうざい製造業	38	38	46	23	134	94	142	149	69	75	149	133	30	1,120		(3)	(1)	(4)
	添加物製造業	7	4	3	11	6	6	2	5	4		1	9	23	81				
	食品の放射線照射業																		
	清涼飲料水製造業	4	3	2	3	16	5	4	7	5		2	5	1	57				
	氷雪製造業	3				9		6	3		2	11	3		37				
	氷雪販売業	2	2	6	1	2	1	6	5	2	4	7	3	3	44				
	計(①)	5,408	7,970	9,673	2,246	10,042	2,125	3,949	3,534	2,955	1,988	4,098	6,432	4,150	64,570	(12)	(37)	(19)	(68)

表1-4 令和元年度許可を要しない食品営業施設数

業種	保健所等														合計	中食検	東食検	南食検	小計
	習志野	市川	松戸	野田	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原						
給食施設	11	13	45	3	66	3	7	32	15	4	5	27	7	238					
学校	11	13	45	3	66	3	7	32	15	4	5	27	7	238					
病院・診療所	13	17	20	8	14	2	7	3	6	4	9	14	9	126					
事業所	2	13	8	1	12	1	5	1	7		2	5	21	78					
その他	71	170	193	17	162	45	75	49	45	23	50	71	58	1,029					
小計	97	213	266	29	254	51	94	85	73	31	66	117	95	1,471					
乳さく取業	34			23	40	58	76	12	33	45	142	89	59	611					
食品製造業	20	37	143	50	212	44	64	87	32	30	60	69	18	866					
野菜・果実販売業	309	392	520	137	462	200	237	175	161	165	184	307	321	3,570		(1)		(1)	
そうざい販売業	275	484	600	267	538	249	418	209	221	267	332	457	315	4,632		(1)	(2)	(3)	
菓子(パンを含む)販売業	464	977	840	309	979	306	593	271	299	445	455	594	507	7,039		(1)	(1)	(2)	
食品販売業(上記以外)	409	980	929	356	1,150	352	748	320	346	447	564	713	526	7,840	(2)	(3)	(2)	(7)	
添加物製造業 ※	2	1	3	2							2	1	5	16					
添加物販売業	158	76	515	44	265	162	230	165	145	152	158	324	218	2,612		(1)	(1)	(2)	
氷雪採取業																			
器具、容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	214	139	547	85	309	125	196	166	145	130	219	389	152	2,816					
計(②)	1,982	3,299	4,363	1,302	4,209	1,547	2,656	1,490	1,455	1,712	2,182	3,060	2,216	31,473	(2)	(7)	(6)	(15)	

※法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く

業種別・保健所等別合計

合計(①+②)	7,390	11,269	14,036	3,548	14,251	3,672	6,605	5,024	4,410	3,700	6,280	9,492	6,366	96,043	(14)	(44)	(25)	(83)
---------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	------	------	------	------

表1-5 令和元年度食品営業許可状況(新規)

業種		保健所等													
		習志野	市川	松戸	野田	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原	合計
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	85	105	188	36	125	16	35	41	36	29	38	63	50	847
	仕出し屋・弁当屋	14	26	32	5	40	7	8	6	10	1	9	17	11	186
	旅館	2	3			7	2	2	2	3	2	11	3	1	38
	その他	133	329	334	65	261	38	89	106	83	47	100	169	115	1,869
	小計	234	463	554	106	433	63	134	155	132	79	158	252	177	2,940
菓子(パンを含む)製造業		30	73	82	25	63	13	23	25	23	10	18	37	22	444
乳処理業													1		1
特別牛乳さく取処理業															
乳製品製造業													1		1
集乳業															
魚介類販売業		16	54	55	17	59	12	23	13	10	6	11	21	19	316
魚介類せり売り営業															
魚肉ねり製品製造業															
食品の冷凍または冷蔵業		4		2		3	1	5	1			1			17
かん詰又はびん詰食品製造業(上記及び下記以外)					1										1
喫茶店営業		27	58	62	7	71	3	13	17	10	8	15	27	15	333
あん類製造業															
アイスクリーム類製造業		5	11	7	2	23		1	3	4	2	1	11	8	78
乳類販売業		26	67	67	21	78	13	15	16	11	7	33	26	23	403
食肉処理業			1	3	1	2						1	4		12
食肉販売業		17	56	57	17	58	11	15	14	10	2	10	22	19	308
食肉製品製造業								1	1				2		4
乳酸菌飲料製造業															
食用油脂製造業			1						1				1		3
マーガリン又はショートニング製造業															
みそ製造業												1			1
醤油製造業					2										2
ソース類製造業															
酒類製造業		1						1							2
豆腐製造業		1						1			1	1			4
納豆製造業															
めん類製造業			1	2											3
そうざい製造業		2	5	2	4	1	9	6	3	7	3	6	3	3	54
添加物製造業							2								2
食品の放射線照射業															
清涼飲料水製造業			1												1
氷雪製造業						1						1			2
氷雪販売業			1					1							2
計		363	792	893	203	792	127	239	249	207	118	257	408	286	4,934

表1-6 令和元年度食品営業許可状況(継続)

業種	保健所等														合計
	習志野	市川	松戸	野田	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	96	202	209	50	182	51	72	85	65	49	90	113	116	1,380
	仕出し屋・弁当屋	19	26	31	7	53	12	15	18	20	5	14	24	24	268
	旅館	3	3	5		8	3	8	6	9	18	45	15	9	132
	その他	144	226	292	67	222	73	118	84	91	54	109	187	137	1,804
	小計	262	457	537	124	465	139	213	193	185	126	258	339	286	3,584
菓子(パンを含む)製造業	43	70	90	15	87	30	41	32	36	13	34	49	28	568	
乳処理業															
特別牛乳さく取処理業															
乳製品製造業		1			6	1		2		2				12	
集乳業									1			1	1	3	
魚介類販売業	47	54	83	16	59	17	43	19	24	19	29	39	30	479	
魚介類せり売り営業							1			1	4	1		7	
魚肉ねり製品製造業					1	1	5			1				8	
食品の冷凍または冷蔵業	3	8		1	2		15		1		4	3		37	
かん詰又はびん詰食品製造業(上記及び下記以外)	1	1				2					1	1		6	
喫茶店営業	57	57	64	25	102	15	16	32	24	12	26	78	37	545	
あん類製造業	1		1		1	3	1							7	
アイスクリーム類製造業	1	8	3	1	8		3	4	1		10	5	3	47	
乳類販売業	99	113	151	36	105	20	35	31	33	12	28	75	55	793	
食肉処理業	1	3	6	2	8	4	3	2	2		1	1	1	34	
食肉販売業	52	54	83	15	65	21	26	16	28	11	19	38	35	463	
食肉製品製造業	1	1			1	1			1				2	7	
乳酸菌飲料製造業															
食用油脂製造業													1	1	
マーガリン又はショートニング製造業							1							1	
みそ製造業	2		1	1	4		7	5	2	1	1	1		25	
醤油製造業		1		2		1	3	1						8	
ソース類製造業		2		1	2	1	3					2		11	
酒類製造業				1	1		1	1	1		1	1		7	
豆腐製造業	1	1	3		1	1	3	2		3	2	2		19	
納豆製造業						1								1	
めん類製造業		2	2	1	1	1	4	1	2		3			17	
そうざい製造業	6	3	8	2	22	8	16	17	9	6	21	17	2	137	
添加物製造業					1	1		2	1			2	4	11	
食品の放射線照射業															
清涼飲料水製造業	1				1	1						1		4	
氷雪製造業					1		2			1				4	
氷雪販売業	1				1	1			1	2		1		7	
計	579	836	1,032	243	945	270	442	360	352	210	442	657	485	6,853	

表1-7 令和元年度食品営業許可状況(廃業)

業種	保健所等														合計
	習志野	市川	松戸	野田	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	109	116	143	35	166	19	36	40	48	29	58	64	70	933
	仕出し屋・弁当屋	29	25	29	4	43	5	4	6	14	2	11	21	12	205
	旅館	2	1	2		3	4	3	8	5	10	28	5	3	74
	その他	156	281	262	50	256	32	101	121	106	42	112	162	134	1,815
	小計	296	423	436	89	468	60	144	175	173	83	209	252	219	3,027
菓子(パンを含む)製造業	34	51	62	22	69	14	16	26	20	8	27	25	24	398	
乳処理業															
特別牛乳さく取処理業															
乳製品製造業					1					1				2	
集乳業											1			1	
魚介類販売業	34	59	47	19	59	9	22	16	10	7	21	22	24	349	
魚介類せり売り営業															
魚肉ねり製品製造業							3							3	
食品の冷凍または冷蔵業	2	3	2				3	1	1		1			13	
かん詰又はびん詰食品製造業(上記及び下記以外)				2										2	
喫茶店営業	35	50	60	15	88	3	7	21	18	5	14	26	25	367	
あん類製造業												1		1	
アイスクリーム類製造業	10	7	11	1	20		2	8	2		1	6	4	72	
乳類販売業	58	89	75	28	96	13	22	23	17	8	21	43	30	523	
食肉処理業		1	3	1	1		1	1	2		1	2	1	14	
食肉販売業	36	52	48	19	62	9	21	15	9	2	11	19	23	326	
食肉製品製造業							1	1				1		3	
乳酸菌飲料製造業															
食用油脂製造業							1							1	
マーガリン又はショートニング製造業															
みそ製造業			1		1	1		1	1		3	2		10	
醤油製造業				1			1	1						3	
ソース類製造業				1			1							2	
酒類製造業					1	1			1					3	
豆腐製造業	2	2	1	1	2		2	2	1	1	3	2		19	
納豆製造業											1			1	
めん類製造業			2		3			2						7	
そうざい製造業	4	5	6	2	8	6	13	4	5	3	13	9	2	80	
添加物製造業													1	1	
食品の放射線照射業															
清涼飲料水製造業								1	1					2	
氷雪製造業							1				1			2	
氷雪販売業		1					1	2			1			5	
計	511	743	754	201	879	116	262	300	261	118	329	410	353	5,237	

(2) 食品衛生監視業務

食品産業の発展による食品の製造・加工技術の高度化、食品の多様化、流通の国際化・複雑化、保存・流通期間の長期化が進み、食品の衛生管理が一段と重要となっていることから、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、県民の食生活の安全確保を図るため、平成16年度から、地域の実情や過去における食中毒の発生状況等を踏まえた、「千葉県食品衛生監視指導計画」を策定し、計画に基づき効果的な食品衛生監視業務を実施している。

このため、県下の健康福祉センター(保健所)健康生活支援課、生活衛生課、食品機動監視課及び食肉衛生検査所に、専任69名、兼任107名の食品衛生監視員を配置し、食品関係施設の監視指導を実施している。

ア 食品衛生監視件数

許可を要する施設	36,027件
許可を要しない施設	18,789件
合計	54,816件

イ 食品衛生監視員数の推移

表1-8

ウ 千葉県食品衛生監視指導計画に基づく監視状況

表1-9

ランク別監視率	Aランク	70.4%
	Bランク	65.3%
	Cランク	63.7%
	Dランク	106.0%
	Eランク	122.8%

表1-8

区分 年度	専任	兼任	計	専任食監配置数		
				健康生活支援課・生活衛生課	食品機動監視課	計
28	69	107	176	44	25	69
29	68	102	170	44	24	68
30	67	99	166	45	22	67
令和元	69	107	176	44	25	69

注 1. 保健所の所長、次長(課長事務取扱を含む。)、支所長の兼任食監を除く。

2. 平成 3年度 食品衛生監視機動班 8地区8班

3. 平成 4年度～ 食品広域監視班 県下8班

4. 平成 9年度～ 食品(広域)監視班 県下7班

5. 平成12年度～ 食品広域監視班(5班)・食品監視課(2課)

6. 平成17年度～ 食品広域監視班(5班)

7. 平成20年度～ 食品機動監視班(7班)

8. 平成24年度～ 食品機動監視課(7課)

9. 平成25年度～ 健康生活支援課が健康生活支援課又は生活衛生課に組織改正
※食肉衛生検査所すべての職員に食監証の交付を行っている。

専任食監数 69名
年間監視指導日数 241日

表1-9 令和元年度 ランク別施設の監視状況

ランク別	主な対象施設	項目	習志野	市川	松戸	野田	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原	中食検	東食検	南食検	計	監視達成率(%)
Aランク 年3回以上	地方公設市場 広域流通食品 製造施設 と畜場等	施設数	2	1	5	20	116	24	26	11	5	2	16	23	0	(14)	(43)	(19)	251	
		監視目標件数	6	3	15	60	348	72	78	33	15	6	48	69	0	(42)	(129)	(57)	753	
		監視件数	0	1	13	28	181	97	76	47	13	7	27	40	0	(48)	(162)	(42)	530	70.4%
Bランク 年2回以上	集団給食施設等 大規模調理施設 大規模小売店舗 民営市場等	施設数	558	612	918	156	547	18	242	158	76	76	152	441	225	(0)	(0)	(0)	4,179	
		監視目標件数	1,116	1,224	1,836	312	1,094	36	484	316	152	152	304	882	450	(0)	(0)	(0)	8,358	
		監視件数	889	1,127	1,098	227	435	54	215	112	56	73	333	484	357	(0)	(0)	(0)	5,460	65.3%
Cランク 年1回以上	一般飲食店 広域流通をしない 食品製造業等	施設数	1,931	2,831	4,517	874	4,873	1,111	1,666	1,832	1,605	1,147	2,010	3,198	1,506	(0)	(0)	(0)	29,101	
		監視目標件数	1,931	2,831	4,517	874	4,873	1,111	1,666	1,832	1,605	1,147	2,010	3,198	1,506	(0)	(0)	(0)	29,101	
		監視件数	1,074	1,711	2,056	732	1,712	1,075	1,634	1,300	1,021	958	2,146	2,378	739	(0)	(0)	(0)	18,536	63.7%
Dランク 2年に1回以上	その他販売業等	施設数	4,009	6,490	7,304	2,017	7,098	2,263	4,258	2,540	2,254	2,179	3,546	4,707	3,911	(0)	(0)	(12)	52,576	
		監視目標件数	2,004	3,245	3,652	1,008	3,549	1,131	2,129	1,270	1,127	1,089	1,773	2,353	1,955	(0)	(0)	(6)	26,285	
		監視件数	994	2,038	2,891	811	2,528	1,722	3,164	2,153	1,639	1,225	3,360	3,777	1,553	(0)	(0)	(12)	27,855	106.0%
Eランク 更新時	自動販売機等	施設数	890	1,335	1,292	481	1,617	256	413	483	470	296	556	1,123	724	(0)	(1)	(0)	9,936	
		監視目標件数	178	267	258	96	323	51	82	96	94	59	111	224	144	(0)	(0)	(0)	1,983	
		監視件数	388	549	209	128	283	57	89	98	69	73	272	142	78	(0)	(3)	(0)	2,435	122.8%
合計		施設数	7,390	11,269	14,036	3,548	14,251	3,672	6,605	5,024	4,410	3,700	6,280	9,492	6,366	(14)	(44)	(31)	96,043	
		監視目標件数	5,235	7,570	10,278	2,350	10,187	2,401	4,439	3,547	2,993	2,453	4,246	6,726	4,055	(42)	(129)	(63)	66,480	
		監視件数	3,345	5,426	6,267	1,926	5,139	3,005	5,178	3,710	2,798	2,336	6,138	6,821	2,727	(48)	(165)	(54)	54,816	82.5%

注:()内は保健所集計の再掲
と畜及び食鳥検査衛生指導に
ついては、別途記載

年間1人当たり監視件数	794件
1日平均監視件数	227件
1人1日当たり監視件数	3.3件

表1-10-1 令和元年度保健所別監視状況(許可を要する食品営業施設)

保健所等		習志野	市川	松戸	野田	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原	合計	中食検	東食検	南食検
業種																		
飲食	一般食堂・レストラン等	425	880	791	256	801	318	567	501	386	360	683	993	397	7,358		(7)	
食	仕出し屋・弁当屋	191	262	211	52	207	127	153	128	99	64	199	212	109	2,014			
店	旅館	3	67	33	13	72	26	56	65	69	139	382	112	13	1,050			
営業	その他	504	1,005	1,001	273	688	366	848	577	506	296	958	1,316	414	8,752	(3)	(4)	(4)
	小計	1,123	2,214	2,036	594	1,768	837	1,624	1,271	1,060	859	2,222	2,633	933	19,174	(3)	(11)	(4)
	菓子(パンを含む)製造業	238	409	371	99	323	207	314	218	137	129	351	358	137	3,291			
	乳処理業	6			4	3	8			2		8	5		36			
	特別牛乳さく取処理業																	
	乳製品製造業	3	2		6	21	10		11	4	10	7	12		86			
	集乳業						1			1		2	1	1	6			
	魚介類販売業	136	230	341	81	266	146	325	204	100	126	315	335	110	2,715			
	魚介類せり売り営業					1		4			9	32	4		50			
	魚肉ねり製品製造業				1	14	2	23	1	1	2	4	7	1	56			
	食品の冷凍または冷蔵業	26	16	6	3	45	11	80	24	9	10	52	17	1	300			
	かん詰又はびん詰食品製造業(上記及び下記以外)	4	1	5	8	5	8	22	7	1	1	5	16		83			
	喫茶店営業	266	332	194	65	243	44	65	74	55	49	102	80	54	1,623			
	あん類製造業	5		3	4	1	7	11	2			6	6		45			
	アイスクリーム類製造業	22	63	37	6	89	24	27	18	10	7	65	58	28	454			
	乳類販売業	337	482	485	149	282	168	272	211	138	124	302	374	157	3,481		(3)	
	食肉処理業	14	8	16	11	52	26	66	32	18	9	20	33	7	312	(24)	(73)	(29)
	食肉販売業	130	206	303	91	199	162	225	188	119	92	193	284	118	2,310	(12)	(31)	(8)
	食肉製品製造業	11	3	3		12	19	8	5	6		4	5	6	82		(8)	
	乳酸菌飲料製造業	3				2	5					3	2		15			
	食用油脂製造業					2	1	10	3	2		1	4	2	25			
	マーガリン又はショートニング製造業					1		1	2						4			
	みそ製造業	4		5	5	2	15	29	27	12	10	25	17	4	155			
	醤油製造業	8	1	3	12	3	8	15	3	1			6		60			
	ソース類製造業	14	2	3	4	15	7	14	8	5	1	4	8		85			
	酒類製造業		1	3	2	1	9	5	8	3	9	8	13		62			
	豆腐製造業	12	3	4	4	5	7	12	19	8	8	24	12	4	122			
	納豆製造業						2		1			6			9			
	めん類製造業	3	6	12	6	11	2	12	9	13	4	10	6	4	98			
	そうざい製造業	48	39	26	14	92	103	150	134	50	69	193	131	18	1,067		(12)	(1)
	添加物製造業			2	6	8	5	3	5	6		2	10	19	66			
	食品の放射線照射業																	
	清涼飲料水製造業	11	2	1	5	16	12	5	8	6		2	10		78			
	氷雪製造業	6				6		6	4		1	16	4		43			
	氷雪販売業		1	1	2	1	1	5	5	1	4	8	4	1	34			
	計(①)	2,430	4,021	3,860	1,182	3,489	1,857	3,333	2,502	1,768	1,533	3,992	4,455	1,605	36,027	(39)	(138)	(42)

注:()内は保健所集計の再掲
と畜及び食鳥検査衛生指導に
ついては、別途記載

表1-10-2 令和元年度保健所別監視状況(許可を要しない食品営業施設)

業種	保健所等														合計	中食検	東食検	南食検
	習志野	市川	松戸	野田	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原					
給食施設																		
学校	10	9	16	1	44	5	4	37	19	8	5	11	7	176				
病院・診療所	11	8	10	3	11	3	6	1	4	3	12	13	9	94				
事業所	3	1	2		5	1	4		1		2	2	5	26				
その他	28	45	57	31	72	43	68	44	49	25	45	52	28	587				
小計	52	63	85	35	132	52	82	82	73	36	64	78	49	883				
乳さく取業					1									1				
食品製造業	12	7	49	21	40	31	82	49	12	16	81	33	9	442				
野菜・果実販売業	122	170	307	104	152	130	192	147	118	82	200	266	139	2,129			(4)	
そうざい販売業	127	189	364	112	231	182	293	168	169	121	364	387	159	2,866			(4) (5)	
菓子(パンを含む)販売業	171	337	450	143	347	235	352	222	207	165	467	469	250	3,815			(4) (1)	
食品販売業(上記以外)	180	339	533	165	444	289	479	272	244	223	562	545	278	4,553	(9)	(11)	(5)	
添加物製造業 ※	2										2	1		5				
添加物販売業	123	143	304	65	137	121	187	134	106	76	167	277	120	1,960			(4) (1)	
氷雪採取業																		
器具、容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	126	157	315	99	166	108	178	134	101	84	239	310	118	2,135				
計(②)	915	1,405	2,407	744	1,650	1,148	1,845	1,208	1,030	803	2,146	2,366	1,122	18,789	(9)	(27)	(12)	

※法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く

業種別・保健所等別合計

合計(①+②)	3,345	5,426	6,267	1,926	5,139	3,005	5,178	3,710	2,798	2,336	6,138	6,821	2,727	54,816	(48)	(165)	(54)
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	------	-------	------

(3) 違反食品発見状況

表1-11

機関名	表示		異物混入		カビ発生		腐敗変敗		規格基準		その他		計	
	管内産	管外産	管内産	管外産	管内産	管外産	管内産	管外産	管内産	管外産	管内産	管外産	管内産	管外産
習志野	2												2	
市川											1		1	
松戸			1										1	
野田														
印旛	1								1	1			2	1
香取														
海匝									1				1	
山武														
長生														
夷隅														
安房	2												2	
君津	4								1		1		6	
市原										1				1
小計①	9		1						3	2	2		15	2
中食検														
東食検														
南食検														
小計②														
合計(①+②)	9		1						3	2	2		15	2
全体比	52.9%		5.9%						29.4%		11.8%		100%	

(4) 行政処分状況

ア 許可を要する施設

表1-12-1 過去3年間の行政処分等状況

年度	区分	営業停止	営業禁止	改善命令	物品廃棄	回収命令	その他	計	指導票
29		17				2	64	83	43
30		11					61	72	61
令和元		13					66	79	51

※29年度営業停止数は同一施設が取得していた2件の許可に対する処分を含む

表1-12-2 条項別行政処分件数

条項	区分	営業停止	営業禁止	物品廃棄	改善命令	回収命令	計
6条3号(食中毒)		9					9
6条4号(食中毒)		4					4
計		13	0	0	0	0	13

表1-12-3 業種別行政処分件数

業種	区分	営業停止	営業禁止	物品廃棄	改善命令	回収命令	計
飲食店営業		12	0	0	0	0	12
(内訳)							
飲食店営業 (一般食堂・レストラン等)		6					6
飲食店営業(仕出し弁当)		1					1
飲食店営業(旅館)		2					2
飲食店営業(その他)		3					3
魚介類販売業		1					1
							0
							0
計		13	0	0	0	0	13

表1-12-4 機関別行政処分等状況

機関名	区分	営業停止	営業禁止	改善命令	物品廃棄	回収命令	その他	計	指導票
習志野							5	5	
市川		4					11	15	11
松戸		1					16	17	8
野田							2	2	
印旛		2					8	10	7
香取								0	
海匝							8	8	4
山武							2	2	3
長生							7	7	
夷隅							3	3	2
安房		2						2	2
君津		4					1	5	6
市原							3	3	8
小計①		13	0	0	0	0	66	79	51
中食検								0	
東食検								0	
南食検								0	
小計②		0	0	0	0	0	0	0	0
合計(①+②)		13	0	0	0	0	66	79	51

イ 許可を要しない施設

表1-13-1 過去3年間の行政処分等状況

年度	区分							計	指導票
	営業停止	営業禁止	改善命令	物品廃棄	回収命令	その他			
29					1	5	6	2	
30						1	1	3	
令和元					1	2	3	6	

表1-13-2 条項別行政処分件数

条項	区分							計
	営業停止	営業禁止	改善命令	物品廃棄	回収命令	その他		
6条2項(食中毒)						1	1	
11条2項(規格基準)							1	
食品表示法							1	
計	0	0	0	0	1	2	3	

表1-13-3 業種別行政処分件数

業種	区分							計
	営業停止	営業禁止	改善命令	物品廃棄	回収命令	その他		
野菜果物販売業						1	1	
菓子販売業							1	
食品製造業							1	
計	0	0	0	0	1	2	3	

表1-13-4 機関別行政処分等状況

機関名	区分							計	指導票
	営業停止	営業禁止	改善命令	物品廃棄	回収命令	その他			
習志野							0		
市川					1		1	1	
松戸							0		
野田							0		
印旛							0		
香取							0		
海匝						1	1	4	
山武							0		
長生							0		
夷隅							0		
安房							0		
君津						1	1		
市原							0	1	
小計①	0	0	0	0	1	2	3	6	
中食検							0		
東食検							0		
南食検							0		
小計②	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計(①+②)	0	0	0	0	1	2	3	6	

(5) 衛生教育等の業務

表1-14 令和元年度衛生教育実施状況

対象者 機関名	営 業 者				消 費 者		合 計	
	回 数		受 講 者 数		回数	受講者数	回数	受講者数
	保健所等	食協委託	保健所等	食協委託				
習志野	13	11	1,460	544	2	75	26	2,079
市川	13	8	1,941	485	2	14	23	2,440
松戸	28	12	2,954	759	0	0	40	3,713
野田	8	4	635	185	0	0	12	820
印旛	48	13	4,494	875	1	91	62	5,460
香取	13	3	1,116	162	2	43	18	1,321
海匝	21	4	2,842	206	0	0	25	3,048
山武	15	4	1,393	230	0	0	19	1,623
長生	24	4	1,771	208	0	0	28	1,979
夷隅	10	3	965	125	4	312	17	1,402
安房	41	5	2,520	269	2	312	48	3,101
君津	42	9	3,074	362	2	118	53	3,554
市原	12	6	1,354	444	4	100	22	1,898
小計①	288	86	26,519	4,854	19	1,065	393	32,438
中食検	4		35		0	0	4	35
東食検	3		75		0	0	3	75
南食検	10		82		0	0	10	82
衛生指導課	5	1	105	88			6	193
小計②	22	1	297	88	0	0	23	385
合計(①+②)	310	87	26,816	4,942	19	1,065	416	32,823

(6) 製菓衛生師業務

表1-15 製菓衛生師試験結果

年度 項目	28年度		29年度		30年度		令和元年度	
期 日	11月15日		11月14日		11月13日		11月21日	
場 所	千葉県教育会館		千葉県教育会館		千葉県教育会館		千葉県教育会館	
出願者数	122	(77)	171	(123)	146	(100)	151	(120)
受験者数	117	(73)	167	(120)	140	(95)	145	(114)
合格者数	71	(39)	109	(73)	110	(72)	90	(69)
合格率(%)	60.7		65.3		78.6		62.1	

()内は、県外者再掲(千葉市・船橋市・柏市は県内扱い)

表1-16 製菓衛生師免許証交付数等

機関名	製菓衛生師 名簿数	免許証 交付数	免許証 再交付数	免許証 書換交付数
習志野	300	8		2
市川	487	8	2	
松戸	584	9	2	1
野田	143	2		
印旛	574	17	1	1
香取	168			
海匝	268	4		
山武	279			
長生	175	4		
夷隅	118	2		
安房	193	3		1
君津	352	8		
市原	161	7		1
衛生指導課	1,450	36		4
合 計	5,252	108	5	10

3 食品機動監視課事業

3 食品機動監視課事業

食品機動監視課の業務は、千葉県組織規程により定められているほか、健康生活支援課との業務分担等について、「食品営業施設等監視指導事務処理要領」により規定されている。

これにより、食品機動監視課は主として、食品衛生法施行令第35条に規定する営業のうち卸売市場法第2条第2項の卸売市場、いわゆる大規模小売店舗、集団給食施設等を対象に、「千葉県食品衛生監視指導計画」に基づき監視指導及び食品の収去等を実施している。

なお、食品機動監視課は近隣の健康福祉センター（保健所）を兼務し、1課当たりの専任の食品衛生監視員が3～4名で構成されている。

食品広域監視班等

平成4年度～	食品広域監視班	県下8班	
平成9年度～	食品(広域)監視班	県下7班	
平成12年度～	食品広域監視班	県下5班	(市川・柏・佐倉・香取・茂原)
	食品監視課	県下2課	(安房・木更津)
平成16年度～	食品広域監視班	県下5班	(習志野・柏・印旛・香取・長生)
平成20年度～	食品機動監視班	県下7班	(習志野・松戸・印旛・香取・長生・安房・君津)
平成24年度～	食品機動監視課	県下7課	(習志野・松戸・印旛・香取・長生・安房・君津)

表2-1 保健所別食品機動監視課所掌施設数・監視件数・行政処分件数・指導票交付件数

区分 機関名	許可を要する施設					許可を要しない施設					合 計				
	施設数	監視件数	違反者等に対する措置件数			施設数	監視件数	違反者等に対する措置件数			施設数	監視件数	違反者等に対する措置件数		
			行政処分	以行政の処 置	指導票交付			行政処分	以行政の処 置	指導票交付			行政処分	以行政の処 置	指導票交付
習志野	1,422	1,724				385	595				1,807	2,319			
市川	1,893	2,214				598	656				2,491	2,870			
松戸	2,225	2,283		1		915	1,593				3,140	3,876		1	
野田	521	594				143	286				664	880			
印旛	1,945	2,417		1	1	397	1,156				2,342	3,573		1	1
香取	500	1,156				41	689				541	1,845			
海匝	975	2,254				108	1,216				1,083	3,470			
山武	939	1,353				117	678				1,056	2,031			
長生	640	1,047				61	617				701	1,664			
夷隅	549	952				54	512				603	1,464			
安房	1,131	2,290			1	80	1,346				1,211	3,636			1
君津	1,411	2,601			2	403	1,311		1		1,814	3,912		1	2
市原	747	862				245	442				992	1,304			
計	14,898	21,747		2	4	3,547	11,097		1		18,445	32,844		3	4

表2-2 食品機動監視課保健所別監視状況

業種別		保健所別													
		習志野	市川	松戸	野田	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原	合計
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	253	489	414	107	500	156	340	226	201	212	367	568	187	4,020
	仕出し屋・弁当屋	158	142	152	39	157	84	110	75	69	47	135	144	64	1,376
	旅館	1	46	32	13	42	20	36	19	49	90	187	56	1	592
	その他	304	492	469	107	392	199	550	268	257	166	490	748	216	4,658
	小計	716	1,169	1,067	266	1,091	459	1,036	588	576	515	1,179	1,516	468	10,646
許可を要する業種	菓子製造業	183	239	223	56	234	156	241	129	88	75	213	211	88	2,136
	乳処理業	6			4	3	8			2		6	5		34
	特別牛乳さく取処理業														
	乳製品製造業	3	2		6	20	10		11	4	10	4	10		80
	集乳業						1			1		1		1	4
	魚介類販売業	80	93	230	32	214	90	200	118	62	82	195	177	53	1,626
	魚介類せり売り営業					1		2			5	18	4		30
	魚肉ねり製品製造業				1	14	2	20	1	1	2	2	6	1	50
	食品の冷凍または冷蔵業	23	5	6	3	45	11	52	23	9	9	37	15	1	239
	かん詰又はびん詰食品製造業	4	1	5	7	5	7	21	6		1	5	13		75
	喫茶店営業	243	245	174	56	202	36	58	61	52	37	68	67	38	1,337
	あん類製造業	5		3	3	1	7	6	2			3	3		33
	アイスクリーム類製造業	17	43	22	5	68	19	22	10	8	5	49	39	17	324
	乳類販売業	242	283	309	73	194	98	191	120	76	79	195	215	89	2,164
	食肉処理業	14	5	13	1	26	11	24	8	9	4	8	9	5	137
	食肉販売業	78	93	177	27	137	100	151	111	70	58	111	152	57	1,322
	食肉製品製造業	11	3	3		12	11	8	4	6		3	4	6	71
	乳酸菌飲料製造業	3				2	5					3	2		15
	食用油脂製造業					1	1	9	3	2			3	2	21
	マーガリン又はショートニング製造業					1		1	2						4
	みそ製造業	2		5	5	2	7	23	18	8	5	13	12	4	104
	醤油製造業	8	1	3	11	3	8	13	2				5		54
	ソース類製造業	14	2	3	4	14	6	14	7	5	1	2	6		78
	酒類製造業		1	3	2	1	8	4	8	3	8	5	9		52
	豆腐製造業	7		1	4	5	3	11	11	5	5	18	8		78
	納豆製造業						1		1			3			5
	めん類製造業	3	6	8	6	10	2	10	7	11	3	8	5	3	82
	そうざい製造業	45	21	24	9	83	72	119	83	37	45	120	80	10	748
	添加物製造業			2	6	8	5	3	4	5		1	10	19	63
	食品の放射線照射業														
	清涼飲料水製造業	11	2	1	5	16	11	5	8	6		2	8		75
	冰雪製造業	6				3		6	4		1	12	4		36
	冰雪販売業			1	2	1	1	4	3	1	2	6	3		24
	計	1,724	2,214	2,283	594	2,417	1,156	2,254	1,353	1,047	952	2,290	2,601	862	21,747
許可を要しない業種	学校	8	8	16	1	44	3		37	19	6	3	11	7	163
	病院・診療所	9	3	7	3	6		1		3		10	3	1	46
	事業所	2		2		5				1		2	2	1	15
	その他	7	1	26	21	70	3		3	15	2	15	38	10	211
	小計	26	12	51	25	125	6	1	40	38	8	30	54	19	435
	乳さく取業					1									1
	食品製造業	12	4	46	14	35	25	56	37	12	12	57	28	5	343
	野菜・果実販売業	77	76	199	35	106	81	132	78	67	56	128	152	57	1,244
	そうざい販売業	83	86	247	38	170	112	199	99	103	80	232	207	62	1,718
	菓子(パンを含む)販売業	114	170	284	49	219	147	249	126	131	106	297	257	91	2,240
	食品販売業(上記以外)	117	164	356	58	293	170	315	141	156	146	357	292	96	2,661
	添加物製造業 ※	2										2	1		5
	添加物販売業	81	67	205	32	94	77	135	79	57	51	97	152	58	1,185
冰雪採取業															
器具、容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	83	77	205	35	113	71	129	78	53	53	146	168	54	1,265	
計	595	656	1,593	286	1,156	689	1,216	678	617	512	1,346	1,311	442	11,097	

※ 法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く

表2-3 食品機動監視課業種別行政処分等の状況

業種別		区分別	行政処分	その他	計	指導票
飲食店営業	一般食堂・レストラン等					
	仕出し屋・弁当屋					3
	旅館					1
	その他					
	小	計				4
許可を要する業種	菓子製造業			1	1	
	乳処理業					
	特別牛乳さく取処理業					
	乳製品製造業					
	集乳業					
	魚介類販売業					
	魚介類せり売り営業					
	魚肉ねり製品製造業			1	1	
	食品の冷凍または冷蔵業					
	かん詰又はびん詰食品製造業					
	喫茶店営業					
	あん類製造業					
	アイスクリーム類製造業					
	乳類販売業					
	食肉処理業					
	食肉販売業					
	食肉製品製造業					
	乳酸菌飲料製造業					
	食用油脂製造業					
	マーガリン又はショートニング製造業					
	みそ製造業					
	醤油製造業					
	ソース類製造業					
	酒類製造業					
	豆腐製造業					
	納豆製造業					
	めん類製造業					
	そうざい製造業					
	添加物製造業					
	食品の放射線照射業					
	清涼飲料水製造業					
	冰雪製造業					
冰雪販売業						
		計		2	2	4
許可を要しない業種	学校					
	病院・診療所					
	事業所					
	その他					
	小	計				
	乳さく取業					
	食品製造業			1	1	
	野菜・果実販売業					
	そうざい販売業					
	菓子(パンを含む)販売業					
	食品販売業(上記以外)					
	添加物製造業 ※					
	添加物販売業					
	冰雪採取業					
器具、容器包装、おもちゃの製造業又は販売業						
		計		1	1	

※ 法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く

4 食 品 檢 查 事 業

4 食品衛生検査事業

「令和元年度千葉県食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導の科学的根拠として食品衛生検査を行うとともに、食中毒予防対策に係る検査等業務を行った。

(1) 食品衛生検査

健康福祉センター（食品機動監視課、健康生活支援課、生活衛生課）及び食肉衛生検査所の食品衛生監視員が、食品衛生法に基づき食品を収去し、又は買い上げ、食品衛生検査施設である衛生研究所、健康福祉センター（検査課）、東総食肉衛生検査所、外部登録検査機関で検査を実施した。なお、その状況は、以下の表3のとおりである。

表3 品目別検査実施状況

品目	実施検体数	対象検体	検査項目	詳細
農産物	183	落花生・輸入ナッツ	アフラトキシン	別表3-1 別表3-2 別表6
		野菜・果実	残留農薬	
			防ばい剤	
水産物	17	養殖魚	動物用医薬品、残留農薬、総水銀	別表4-1 別表6
		あさり	重金属、PCB、総水銀	別表4-1
		岩かき	ノロウイルス、貝毒、細菌	別表4-2
畜産物	421	鶏卵	動物用医薬品、細菌	別表5 別表6
		はちみつ	動物用医薬品	
		牛肉・豚肉・鶏肉	動物用医薬品、残留農薬	
加工食品等	1,947	農産物加工品	残留農薬	別表6
		ふぐ(身欠)	ふぐ毒	別表7-1
		大豆加工品等	組換え遺伝子	別表7-2
		そうざい・菓子等	アレルギー物質	別表7-3
		清涼飲料水・食肉製品等	成分規格、食品添加物、細菌等	
		弁当・そうざい・牛乳等	細菌、規格基準(乳)	
その他	24	容器・包装	規格基準検査	
		食品添加物	成分規格検査	
放射性物質検査	420	市場流通食品	放射性セシウム	
合計	3,012			

- ① 令和元年度の監視指導計画に基づく食品衛生検査を3,012検体(うち、輸入食品は126検体)実施した。なお、違反検体はなかった(別表1)。
また、上記以外に施設等の拭き取り検査及び簡易検査を7,962検体実施した(別表2)。
品目別の検査実施状況は、県産農産物安全対策調査(別表3)、県産水産物安全対策調査(別表4)、県産畜産物安全対策調査(別表5)、輸入食品調査(別表6)、加工食品調査(別表7)として示した。
- ② 平成23年3月の東日本大震災による原子力発電所の事故に伴い国から基準が示されたことから放射性物質の迅速な検査体制を整えるため、衛生研究所にゲルマニウム半導体検出器を整備し、検査を実施した。
市場流通食品420検体について放射性物質の検査を行い、その結果はすべて基準値以下であった。
- ③ 食品衛生検査施設における信頼性確保のための業務管理として、衛生研究所、健康福祉センター、食肉衛生検査所の17施設に対して、信頼性確保部門による内部点検を実施した。その結果、改善措置が必要な施設はなかった。
財団法人食品薬品安全センターによる外部精度管理調査に9施設が参加した。調査結果により改善を必要とするものについては、速やかに改善を行った。

別表1 令和元年度収去検査における違反食品

検査における違反食品 項目 食品名等	違反検体数	違反項目					違反区分			措置状況								
		大腸菌群陽性	シアン化合物の検出	基準値超の添加物検出	基準値超の残留動物用医薬品	成分規格を満たしていない	表示	食品衛生法11条2項	食品衛生法11条3項	食品表示法5条	県内措置						県外通報	
											廃棄命令	回収命令	自主回収・返品	報告書・始末書	適正改善指導	自主廃棄		小計
なし																	0	
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0					0			0						0		

別表2 令和元年度保健所及び食肉衛生検査所における検査実績

検査機関		保健所						食肉衛生検査所						合計					
		総数		細菌		理化学		総数		細菌		理化学		総数		細菌		理化学	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
区分		65	265	65	265	0	0	0	0	0	0	0	0	65	265	65	265	0	0
魚介類		9	17	9	17	0	0	0	0	0	0	0	0	9	17	9	17	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	9	17	9	17	0	0	0	0	0	0	0	0	9	17	9	17	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	9	18	9	18	0	0	0	0	0	0	0	0	9	18	9	18	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	30	60	30	60	0	0	0	0	0	0	0	0	30	60	30	60	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く。)		17	69	17	69	0	0	0	0	0	0	0	0	17	69	17	69	0	0
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)		7	63	7	63	0	0	377	950	0	0	377	950	384	1013	7	63	377	950
乳製品		1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	0	0
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、 マーガリンを含む)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)		7	48	7	48	0	0	0	0	0	0	0	0	7	48	7	48	0	0
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)		87	487	87	487	0	0	0	0	0	0	0	0	87	487	87	487	0	0
菓子類		83	466	83	466	0	0	0	0	0	0	0	0	83	466	83	466	0	0
清涼飲料水		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒精飲料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪		7	14	7	14	0	0	0	0	0	0	0	0	7	14	7	14	0	0
水		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品		793	5442	793	5442	0	0	0	0	0	0	0	0	793	5442	793	5442	0	0
小計①		1115	6951	1115	6951	0	0	377	950	0	0	377	950	1492	7901	1115	6951	377	950
生乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳		27	136	27	56	20	80	0	0	0	0	0	0	27	136	27	56	20	80
低脂肪牛乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加工乳	乳脂肪分3%以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳脂肪分3%未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計②		27	136	27	56	20	80	0	0	0	0	0	0	27	136	27	56	20	80
添加物	化学的合成品 及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計③		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(①+②+③)		1142	7087	1142	7007	20	80	377	950	0	0	377	950	1519	8037	1142	7007	397	1030

その他の検査

施設等、肉拭き取り等		25	165	25	165	0	0	780	1636	603	1301	177	335	805	1801	628	1466	177	335
簡易検査	食品	0	0	0	0	0	0	524	548	0	0	524	548	524	548	0	0	524	548
	器具及び容器包装	3457	3457	0	0	3457	3457	18	36	18	36	0	0	3475	3493	18	36	3457	3457
	水	2727	2727	0	0	2727	2727	211	211	0	0	211	211	2938	2938	0	0	2938	2938
	その他の検査	0	0	0	0	0	0	220	220	0	0	220	220	220	220	0	0	220	220
合計		6209	6349	25	165	6184	6184	1753	2651	621	1337	1132	1314	7962	9000	646	1502	7316	7498

別表3-1 県産農産物安全対策調査(残留農薬)

農産物名 (検体数)	1検体の ^{※1} 検査項目数	検査総 項目数	検出 検体数	検出農薬名 (検出検体数)	検出値 (ppm)	残留基準 値(ppm)	備考
いちご(8)	200	1,600	5	プロシミドン(1)	0.07	5	2項目検出 2検体
				マイクロブタニル(4)	0.01~0.32	1	
				クレソキシムメチル(1)	0.10	5	
				フルジオキソニル(1)	0.49	5	
いちじく(3)	200	600	0	-	-	-	
いんげん(2)	200	400	0	-	-	-	
枝豆(3)	200	600	0	-	-	-	
えんどう(5)	200	1,000	0	-	-	-	
キウイ(2)	200	400	0	-	-	-	
きゅうり(6)	200	1,200	0	-	-	-	
小松菜(2)	200	400	0	-	-	-	
すいか(5)	200	1,000	1	プロシミドン(1)	0.02	0.7	
そら豆(1)	200	200	0	-	-	-	
大根(1)	200	200	0	-	-	-	
チンゲン菜(1)	200	200	0	-	-	-	
トマト(8)	200	1,600	3	イプロジオン(1)	0.02	5	2項目検出 1検体
				ボスカリド(2)	0.05~0.15	5	
				クロルフェナピル(1)	0.02	1	
梨(13)	200	2,600	12	フェンプロバトリン(9)	0.02~0.21	5	2項目検出 1検体 3項目検出 6検体 4項目検出 1検体
				ビフェントリン(4)	0.01~0.03	0.5	
				テブコナゾール(1)	0.04	5	
				シベルメトリン(3)	0.02~0.03	2	
				クロルフェナピル(2)	0.03~0.05	1	
				ボスカリド(3)	0.03~0.06	3	
				クレソキシムメチル(4)	0.02~0.18	5	
				フルバリネート(1)	0.01	0.7	
ブプロフェジン(1)	0.01	6					
長ねぎ(1)	200	200	0	-	-	-	
菜花(3)	200	600	0	-	-	-	
にんじん(1)	200	200	0	-	-	-	
白菜(2)	200	400	0	-	-	-	
ピーマン(1)	200	200	1	エトフェンブロックス(1)	0.01	5	2項目検出 1検体
				ナプロバミド(1)	0.06	0.1	
ぶどう(3)	200	600	2	クロルフェナピル(2)	0.02~0.13	5	3項目検出 1検体 4項目検出 1検体
				クレソキシムメチル(2)	0.04~0.09	15	
				テブコナゾール(2)	0.04(2)	10	
				シベルメトリン(1)	0.03	2	
ほうれん草(3)	200	600	0	-	-	-	
みかん(4)	200	800	0	-	-	-	
計 (78)		15,600	24	(注意:本報告は分析値ではなく検出値での報告である。)			

※1 200項目

EPN、アザメチホス、アニロホス、イサゾホス、イソフェンホス、イプロベンホス、エチオン、エディフェンホス、エトプロホス、エトリムホス、カズサホス、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、シアノホス、ジクロフェンチオン、ジクロルボス及びビナレド(総和をいう。)、ジスルホトン、ジメチルピルホス、スルプロホス、ダイアジノン、チオメトン、テルブホス、トリアゾホス、トリブホス、トルクロホスメチル、バラチオン、バラチオンメチル、ピペロホス、ピラクロホス、ピラゾホス、ピリダフェンチオン、ピリミホスメチル、フェナミホス、フェニトロチオン、フェンクロルホス、フェンスルホチオン、フェンチオン、フェントエート、フタミホス、プロチオホス、プロフェノホス、プロモホス、プロモホスエチル、ホサロン、ホスチアゼート、ホスファミドン、ホスメット、ホルモチオン、ホレート、マラチオン、メタクリホス、メチダチオン、プロパタンホス、BHC(α、β、γ、δの総和をいう。)、γ-BHC(リンデンをいう。)、DDT(DDD及びDDEを含む。)、アルドリン及びディルドリン(総和をいう。)、イプロジオン、エタルフルラリン、エトリアゾール、エンドスルファン、エンドリン、キントゼン、クロルタールジメチル、クロルフェナピル、クロルフェンゾン、クロロベンジレート、ジクロルアニド、ジクロラン、テクナゼン、テトラジホス、ハルフェンブロックス、ピフェノックス、フサライド、プロシミドン、ヘプタクロル、オキシシクロール、アルジカルブ、アルドキシカルブ、イソプロカルブ、エスプロカルブ、カルバリル、ジエトフェンカルブ、チオベンカルブ、ピリプカルブ、フェノブカルブ、フラチオカルブ、アクリナトリン、エトフェンブロックス、シハロトリン、シフルトリン、シベルメトリン、テフルトリン、デルタメトリン及びトラロメトリン(総和をいう。)、ビフェントリン、フェンバレーレート、フェンプロバトリン、フルシトリネート、フルバリネート、レスメトリン、アザコナゾール、アセトクロール、アトラジン、アラクロール、イソプロチオラン、インドキサカルブ、ウニコナゾールP、エトフメセート、エボキシコナゾール、オキサジキシル、オキシフルオルフェン、カフェンストロール、カルフェントラゾールエチル、カルボキシシ、カルボフラン、キノキシフェン、クレソキシムメチル、クロマジン、クロルエトキシホス、クロルベンシド、クロロネブ、シアナジン、ジクロホップメチル、ジフェナミド、ジフェニルアミン、シプロコナゾール、シマジン、ジメタメトリン、ジメテナミド、シメトリン、ジメピペレート、スピロジクロフェン、ターバシル、テトラコナゾール、テニルクロール、テブコナゾール、テブフェンピラド、トリアジメホス、トリアレート、トリチコナゾール、トリフルラリン、トリプロキシストロビン、2-(1-ナフチル)アセタミド、ナプロバミド、ニトラピリン、ニトローアルイソプロピル、ピオレスメトリン、ピペロニルブトキシド、ピラフルフェンエチル、ピリダベン、ピリフェノックス、ピリプロキシフェン、ピリミノバツクメチル、ピリメタニル、ピンクロゾリン、フェナリモル、フェノキサニル、フェンアミド、ブタクロール、ブピメート、ブプロフェジン、フラムプロップメチル、フルアクリピリム、フルキンコナゾール、フルジオキソニル、フルシラゾール、フルトラニル、フルトリアール、フルトリアール、フルフェナセット、フルフェンピルエチル、プレチラクロール、プロバキサホップ、プロバクロール、プロバジン、プロバニル、プロバルギット、プロビコナゾール、プロビザミド、プロマシル、プロメトリン、プロモブチド、プロモプロピレート、ファミフル、ヘキサコナゾール、ヘキサジン、ペナラキシル、ペノキサコール、ペニコナゾール、ペンディメタリン、ペンフルラリン、ペンフレセート、ペルタン、ボスカリド、マイクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メトラクロール、メフェンビルジェチル、メプロニル、レナシル、S-メトラクロール

別表3-2 県産農産物安全対策調査(アフラトキシン)

検体名(検体数)	検査項目	
	アフラトキシン	真菌
生落花生(5)	陰性	陰性

別表4-1 県産水産物安全対策調査

検査項目 検体名 (検体数)	P C B	総 水 銀	動 物 用 医 薬 品 ※ 1	食 肉 等 残 留 農 薬 ※ 2	貝毒		細 菌 数 (生 菌 数)	大 腸 菌 最 確 数	腸 炎 ビ ブ リ オ 最 確 数	腸 管 出 血 性 大 腸 菌 O 1 5 7	ノ ロ ウ イ ル ス	検 査 項 目 数
					下 痢 性 貝 毒	麻 痺 性 貝 毒						
うなぎ (1)	検体数 (検出数)	1 (1)	1 (0)	2 (0)								3
	検出値 (ppm)	0.18										
まだい (1)	検体数 (検出数)	1 (1)	1 (0)	1 (0)								3
	検出値 (ppm)	0.23										
シマアジ (1)	検体数 (検出数)	1 (1)	1 (0)	1 (0)								3
	検出値 (ppm)	0.14										
生かき (2)	検体数 (検出数) 型別				2 (0)	2 (0)	2 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	14
計(5)	項目数計	3	3	4	2	2	2	2	2	2	2	24

※1 動物用医薬品等45項目

アルベンダゾール代謝物、エトパペート、エンフロキサシン、オキシリニック酸、オフロキサシン、オルメトプリム、クロラムフェニコール、ジフラゾン、スルファキノキサリン、スルファジミアジン、スルファジミジン、スルファジメトキシ、スルファチアゾール、スルファドキシ、スルファメキサゾール、スルファメキシピリタジン、スルファメラジン、スルファモノメトキシ、スルファイソキサゾール、スルファイソゾール、スルファイソミジン、ダノフロキサシン、チアンフェニコール、トリメトプリム、ナリジクス酸、ノルフロキサシン、ピリメタミン、ピロミド酸、フルベンダゾール、フルメキン、モランテル、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン、チアベンダゾール、5-ヒドロキシチアベンダゾール、スルファベンズアミド、スルファクロルピリダジン、スルファニトラン、スルファピリジン、ジプロフロキサシン、オルビフロキサシン、サラフロキサシン、ジプロキサシン、マルボフロキサシン

※2 食肉等残留農薬16項目

α-BHC、β-BHC、γ-BHC、δ-BHC、o,p-DDT、p,p-DDT、p,p-DDD、p,p-DDE、アルドリン、デイルドリン、α-エンドスルファン、β-エンドスルファン、エントスルファンスルフェイト、エントリン、ヘプタクロル、cis-ヘプタクロルエポキシド

別表4-2 県産アサリ等の重金属検出値の経年変化

検査項目	年度	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1					
鉛	検体数	4	4	4	4	5	7	6	7	7	7	7	7	7	7	5	5	5	5	3	3	2	2	2	2	2	0	3	1	1	3	2					
	平均値	0.13	0.03	0.17	ND	0.09	0.08	0.17	0.20	0.08	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.07	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-				
亜鉛	検出域	0.10 ～ 0.20	ND ～ 0.12	0.12 ～ 0.24	ND	0.13 ～ 0.16	0.13 ～ 0.43	0.14 ～ 0.27	0.20 ～ 0.20	ND ～ 0.43	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND ～ 0.12	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	全て 不検出	不検出	不検出	不検出	不検出				
	平均値	19.0	10.5	13.3	18.8	16.0	20.6	14.5	14.7	19.6	17.9	15.9	17.1	15.6	17.3	20.6	17.0	17.6	21.8	15.3	18.3	10.8	13.0	6.5	9.1	9.9	ND	14.3	9.7	16.0	14.6	17.5					
銅	検出域	17.0 ～ 22.0	7.0 ～ 13.0	9.0 ～ 16.0	17.0 ～ 20.0	14.0 ～ 18.0	17.0 ～ 24.0	11.0 ～ 18.0	12.0 ～ 17.0	16.0 ～ 24.0	14.0 ～ 20.0	14.0 ～ 19.0	15.0 ～ 17.0	13.0 ～ 18.0	15.0 ～ 19.0	19.0 ～ 24.0	14.0 ～ 20.0	17.0 ～ 18.0	18.0 ～ 23.0	14.0 ～ 17.0	17.0 ～ 19.0	9.6 ～ 12.0	12.0 ～ 14.0	5.7 ～ 7.2	9.6 ～ 8.6	13 ～ 6.7	ND	12.0 ～ 16.0	9.7	16	14.0 ～ 15.0	17.0 ～ 18.0					
	平均値	1.20	0.90	1.40	1.20	1.80	1.40	1.50	1.61	1.53	1.47	1.40	1.30	1.20	1.20	1.32	1.32	1.40	1.08	0.96	0.97	1.40	0.80	0.95	0.80	0.70	ND	2.00	0.8	不検出	不検出	不検出					
カドミウム	検出域	0.80 ～ 1.50	0.70 ～ 1.10	1.20 ～ 1.60	1.10 ～ 1.20	1.10 ～ 2.60	1.20 ～ 1.50	1.30 ～ 1.80	0.89 ～ 3.90	1.20 ～ 2.20	1.20 ～ 2.60	1.20 ～ 2.20	1.10 ～ 1.50	1.10 ～ 1.30	1.10 ～ 1.60	1.20 ～ 1.40	0.95 ～ 1.50	1.10 ～ 2.40	0.90 ～ 1.30	0.90 ～ 1.00	0.90 ～ 1.00	1.10 ～ 1.70	0.70 ～ 0.90	0.90 ～ 1.00	0.9	0.9	ND	1.00 ～ 3.20	0.8	不検出	不検出	不検出					
	平均値	0.07	0.11	0.06	0.04	0.06	0.08	0.06	0.05	0.03	0.06	0.05	0.05	0.07	0.07	0.05	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05	ND	0.03	0.03	不検出	不検出	不検出				
総水銀	検出域	0.04 ～ 0.10	0.05 ～ 0.24	0.05 ～ 0.07	0.02 ～ 0.07	0.05 ～ 0.09	0.02 ～ 0.27	0.03 ～ 0.12	ND ～ 0.13	ND ～ 0.04	0.03 ～ 0.10	0.04 ～ 0.08	0.04 ～ 0.07	0.02 ～ 0.19	0.06 ～ 0.09	0.04 ～ 0.08	0.04 ～ 0.08	0.03 ～ 0.10	0.03 ～ 0.07	0.05	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	ND	0.02 ～ 0.04	0.03	不検出	不検出	不検出
	平均値	0.029	0.004	0.007	0.003	0.013	0.018	0.008	0.009	0.005	0.005	0.007	0.006	0.006	0.007	0.006	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	ND	0.002	0.003	不検出	不検出	不検出			
カドミウム	検出域	0.021 ～ 0.036	0.001 ～ 0.012	0.005 ～ 0.012	0.002 ～ 0.005	0.006 ～ 0.023	0.010 ～ 0.028	0.005 ～ 0.001	0.004 ～ 0.014	0.004 ～ 0.005	0.002 ～ 0.008	0.004 ～ 0.020	0.005 ～ 0.007	0.003 ～ 0.011	0.005 ～ 0.013	0.005 ～ 0.009	0.003 ～ 0.006	0.004 ～ 0.006	0.002 ～ 0.005	0.004 ～ 0.005	0.004 ～ 0.005	0.004 ～ 0.005	0.003 ～ 0.004	0.005 ～ 0.005	0.004 ～ 0.004	0.005 ～ 0.004	0.004 ～ 0.004	0.005 ～ 0.004	0.004 ～ 0.004	ND	0.002 ～ 0.002	0.003	不検出	不検出	不検出		

※ 水銀の暫定的規制値(魚介類) 総水銀 0.4ppm メチル水銀 0.3ppm(水銀として)

別表5 県産畜産物安全対策調査

検体 項目	抗生物質							合成抗菌剤		寄生虫用剤								動物用医薬品 ※2	細菌検査	
	簡易検査	分別推定法	テトラサイクリン系	ペニシリン	スピラマイシン	チルミコシン	セフチオフル	(サルファ剤一斉分析・8項目)※1	スルファジミジン	イベルメクチン	エプリノメクチン	ドラメクチン	モキシデクチン	チアベンダゾール	トリクラベンダゾール	フルベンダゾール	レバミゾール		フェンベンダゾール	サルモネラ属菌
牛	検体数 30	-	-	-	-	-	10	10	-	10	10	10	10	-	-	-	-	-	-	-
	検出数 0	-	-	-	-	-	0	0	-	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-
豚	検体数 162	-	-	-	-	-	38	38	-	38	-	38	-	-	-	-	-	-	-	-
	検出数 0	-	-	-	-	-	0	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
鶏	検体数 18	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	検出数 0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鶏卵	検体数 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-								21	陰性	
	検出数 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-								0		
はちみつ	検体数 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-								8	-	
	検出数 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-								0		

※1 サルファ剤一斉分析検査項目

スルファジアジン、スルファジミジン、スルファジメトキシ、スルファメトキサゾール、スルファメキシピリダジン、スルファメラジン、スルファモノメキシ、スルファキノキサリン

※2 動物用医薬品等45項目

アルベンダゾール代謝物、エトパペート、エンロフロキサシン、オキシリニック酸、オフロキサシン、オルメプリム、クロラムフェニコール、ジフラゾン、スルファキノキサリン、スルファジアジン、スルファジミジン、スルファジメトキシ、スルファチアゾール、スルファドキシ、スルファメトキサゾール、スルファメキシピリダジン、スルファメラジン、スルファモノメキシ、スルフィソキサゾール、スルフィソゾール、スルフィソミジン、ダノフロキサシン、チアンフェニコール、トリメプリム、ナリシクス酸、ノフロキサシン、ピリメタミ、ピロミド酸、フルベンダゾール、フルメキン、モランテル、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン、チアベンダゾール、5-ヒドロキシチアベンダゾール、スルファベンズアミド、スルファクロルピリダジン、スルファニトラン、スルファピリジン、ジプロフロキサシン、オルビフロキサシン、サラフロキサシン、ジプロフロキサシン、マルホフロキサシン

別表6 輸入食品調査(食肉、養殖魚介類等)

検体名 (検体数)			残留農薬					抗生物質				検出値(ppm)			
			有機リン系(※1)	有機塩素系(※2)	ピレスロイド系(※3)	カーバメイト系(※4)	その他(※5)	オキシテトラサイクリン	クロルテトラサイクリン	テトラサイクリン	テトラサイクリン、オキサリテトラサイクリン、テトラサイクリンの和として及び	動物用医薬品(※6)	総水銀	アフラトキシン	防ばい剤(※7)
食肉 (16)	牛肉	検体数 検出数	— 0	9 0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	9 0	— —	— —	— —	
	豚肉	検体数 検出数	— 0	6 0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	6 0	— —	— —	— —	
	鶏肉	検体数 検出数	— 0	1 0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	1 0	— —	— —	— —	
養殖魚介類 (10)	サーモン	検体数 検出数	— 0	4 0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	5 0	5 0	— —	— —	
	まぐろ	検体数 検出数	— 0	1 0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	2 0	2 1	— —	— —	
	めかじき	検体数 検出数	— 0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	1 0	1 1	— —	— —	
	ギンダラ	検体数 検出数	— 0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	1 0	1 0	— —	— —	
	かれい	検体数 検出数	— 0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	1 0	1 1	— —	— —	
冷凍野菜果実等 (40)	検体数	40	40	40	40	40	検出値は以下のとおり。(括弧内数字は基準値) ブルーベリー:6検体5項目検出 キャプタン0.17~0.64(20)、ヒフェントリン0.10~0.16(2) フルジオキソニル0.02~0.06(2)、ホスカリド0.05~0.15(10) フェンプロパトリン0.27(1) 枝豆:3検体2項目検出 アゾキシストロビン0.03~0.04(5)、ヒフェントリン0.02~0.06(0.6) ポテト加工品:7検体1項目検出 クロルプロファミ0.35~3.58(30)								
	検出数	0	4	8	6	8									
農産物加工品 (38)	検体数	38	38	38	38	38	検出値は以下のとおり。(括弧内数字は基準値) パスタ:1検体1項目検出 エンドスルファン0.03(0.2)								
	検出数	0	1	0	0	0									
ナッツ類等 (16)	検体数 検出数	— 0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	16 0	— —	
かんきつ類 (6)	検体数 検出数	— 6	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	6 6	

注意:本報告は分析値ではなく検出値での報告である。

※1:有機リン系(65)(括弧内数字は最大検査項目数)

EPN、アザメチホス、アセフェート、アニコホス、イソゾホス、イソキサチオン、イソフェンホス、イプロベンホス、エチオン、エデイフェンホス、エトプロホス、エトリムホス、オメエート、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、クロルフェンピホス、シアノホス、ジクロトホス、ジクロフェンチオン、ジクロホス及びピナレト、ジスルホトン、ジメチルピホス、ジメトエート、スルプロホス、ダイアジノン、チオメトン、テトラクロルピホス、テルブホス、トリアゾホス、トリブホス、トルクロホスメチル、ハラチオン、ハラチオンメチル、ピペロホス、ピラクロホス、ピラゾホス、ピリタフェンチオン、ピリミホスメチル、フェナミホス、フェントロチオン、フェンクロホス、フェンスルホチオン、フェンチオン、フェントエート、ブタミホス、プロチオホス、プロハホス、プロフェノホス、プロモホス、プロモホスエチル、ホサロン、ホスチアセート、ホスファミトシ、ホスメット、ホルモチオン、ホレート、マラチオン、メタクリホス、メタミホス、メチダチオン、メピンホス、モノクロホス、プロペタンホス

※2:有機塩素系(26)(括弧内数字は最大検査項目数)

BHC、 γ -BHC、DDT、アルドリン及びデルタリン、イプロシオン、エタルフルリン、エトリシアゾール、エンドスルファン、エンドリン、キャプタン、キントゼン、クロタルジメチル、クロルフェナピル、クロルフェンゾン、クロロタロニル、クロロベンジレート、ジクロルアニド、ジクロラン、ジコホール、テクナゼン、テトラジホス、ハルフェンプロックス、ピフェノックス、フサライト、プロシミン、トキシクロール

有機塩素系(食肉・養殖魚)(16)(括弧内数字は最大検査項目数)

$\alpha \cdot \beta \cdot \gamma \cdot \delta$ -BHC、o,p'-p,p'-DDT、p,p'-DDD、p,p'-DDE、アルドリン、デルタリン、 $\alpha \cdot \beta$ -エンドスルファン、エンドスルファンスルフェイト、エンドリン、ヘプタクロル、cis-ヘプタクロルエホキシト

※3:ピレスロイド系(16)(括弧内数字は最大検査項目数)

アクリナリン、アレスリン、エトフェンプロックス、シハロリン、シフルリン、シハルメトリン、テフルリン、デルタメトリン及びトラロメトリン、ピフェントリン、フェノリン、フェンバレレート、フェンプロトリン、フルシトリネート、フルハリネート、バルメトリン、レスメトリン

※4:カーバメート系(15)(括弧内数字は最大検査項目数)

XMC、アルシカルブ及びアルトキシカルブ、イソプロカルブ、エスプロカルブ、カルハリル、クロルプロファミ、ジエトフェンカルブ、チオベンカルブ、ピリプチカルブ、ピリミカルブ、フェノチオカルブ、フェノカルブ、フラチオカルブ、プロホキスル、ベンダイオカルブ

※5:その他(139)(括弧内数字は最大検査項目数)

EPTC、アサコナゾール、アセタミプリト、アセトクロール、アゾキシストロピン、アトラジン、アマトリン、アラクロール、イソプロチオラン、イマサメタヘンズメチルエステル、イミベンコナゾール、イントキサカルブ、イマザリル、ウニコナゾールP、エトキサゾール、エトフメート、エホキシコナゾール、オキサジキシル、オキサベトリニル、オキシフルオルフェン、カフエンストロール、カルフェントラゾンエチル、カルボキシニル、カルボフラン、キノキシフェン、キノクミン、クレソキシメチル、クロマゾン、クロルエトキシホス、クロルベンシト、クロネブ、シアナジン、ジクロシメット、ジクロホップメチル、シニトシエチル、シハロホップメチル、ジフェナミト、ジフェニルアミン、ジフェノコナゾール、シプロコナゾール、シマジン、シメタメトリン、シメテナミト、シメトリン、シメピペレート、スピロジクロフェン、ゾキサミト、ターハシル、チアクロプリト、チアベンダゾール、テトラコナゾール、テニルクロール、テフコナゾール、テフチウロン、テフフェンピラト、トリアジメノール、トリアジメホン、トリアレート、トリシクラゾール、トリチコナゾール、トリフルミゾール、トリフルラリン、トリフロキシストロピン、トルフェンピラト、2-(1-ナフチル)アセタミト、ナプロハミト、ニトラピリン、ニトタールイソプロピル、パクロプロトラゾール、ピオレスメトリン、ピコリナフェン、ピテルタノール、ピペロニルブトキシト、ピラフルフェンエチル、ピリタヘン、ピリフェノックス、ピリプロキシフェン、ピリミノバックメチル、ピリメタニル、ピロキロン、ピンクロソリン、ファモキサトシ、フィプロニル、フェナリモル、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェンアミトシ、フェンコナゾール、フタクロール、フビリメート、フプロフェジン、フラムプロップメチル、フルアクリピリム、フルキンコナゾール、フルジオキシニル、フルシラゾール、フルチアセトメチル、フルトラニル、フルトリアホール、フルフェナセト、フルフェンピルエチル、フルミオキサジン、フルミクロラックヘンチル、フルリトシ、プレチラクロール、プロクロラス、プロハキサホップ、プロハクロール、プロパジン、プロハニル、プロハルキット、プロピコナゾール、プロピサミト、プロピトシヤスモン、プロマシル、プロメトリン、プロモブチト、プロモプロピレート、ファミフル、ヘキサコナゾール、ヘキサジン、ヘナラキシル、ヘノキサコール、ヘンコナゾール、ヘンテイメタリン、ヘンフルラリン、ヘンフレセート、ヘルタン、ホスカリト、マイクロタニル、メカルハム、メタラキシル及びメフェノキサム、メプレン、メラクロール、メリアジン、メフェナセト、メフェンピルジエチル、メプロニル、レナシル

※6:動物用医薬品(45)(括弧内数字は最大検査項目数)

アルベンダゾール代謝物、エトパペート、エンロフロキサシン、オキシリニック酸、オフロキサシン、オルメプリム、クロラムフェニコール、シフラゾン、スルファキノキサリン、スルファジアジン、スルファジミジン、スルファジメキシニル、スルファチアゾール、スルファトキシニル、スルファメキサゾール、スルファメラジン、スルファメキシシピリタジン、スルファモノメキシニル、スルファイソキサゾール、スルファイソール、スルファイソミジン、タノフロキサシン、チアンフェニコール、トリメプリム、ナリジクス酸、ノルフロキサシン、ピリメタミン、ピロミド酸、フルメキン、モランテル、フルベンダゾール、チアベンダゾール、5-ヒドロキシチアベンダゾール、スルファヘンズアミト、スルファクロルピリタジン、スルファニトラン、スルファピリジン、マルホフロキサシン、サラフロキサシン、ジフロキサシン、オリビフロキサシン、ジプロフロキサシン、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン

※7:防ばい剤(4)(括弧内数字は最大検査項目数)

イマザリル、ジフェニル、チアベンダゾール、オルトフェニルフェノール

別表7-1 加工食品調査:ふぐ(身欠)の調査について

検査項目	ふぐ毒
検体名(検体数)	
ふぐ(4)	不検出
基準値	国の通知により 10MU以下

別表7-2 加工食品調査:組換えDNA技術応用食品の調査について

検査項目	コムギ MON71800	・RRS ・LLS ・RRS2 ・RRS、LLS及び RRS2	・63Btコメ ・NNBTコメ ・CpT1コメ	・F10 ・J3	・PRSV-YK ・PRSV-SC ・PRSV-HN
検体名(検体数)					
小麦加工品(16)	陰性	—	—	—	—
ダイズ穀粒(16)	—	5%未満	—	—	—
米加工品(16)	—	—	陰性	—	—
ばれいしょ加工品(8)	—	—	—	陰性	—
パパイヤの果実及び加工品(6)	—	—	—	—	陰性
計(62)	16	16	16	8	6

別表7-3 加工食品調査:アレルギー物質を含む食品の調査について

検体名(検体数)	検査項目	表示の有無 検体数		スクリーニング検査 (陰性:10 µg/g未満)	製造記録 での記載	確認検査	表示総合 判定
		有	無				
そうざい、菓子類(12)	小麦の特定タンパク質	有	1	20 µg/g 陰性	—	不要	措置不要
		無	11				
麺類(8)	そばの特定タンパク質	無	8	陰性	—	不要	措置不要
そうざい・菓子類・パン(16)	卵の特定タンパク質	無	16	陰性	—	不要	措置不要
そうざい・菓子類(8)	乳の特定タンパク質	無	8	陰性	—	不要	措置不要
菓子類・パン(8)	落花生の特定タンパク質	無	8	陰性	—	不要	措置不要
そうざい・魚肉ねり製品(16)	えびの特定タンパク質	有	4	19 µg/g, 20 µg/g以上 陰性	—	不要	措置不要
	かにの特定タンパク質	無	12				
計(68)		有	4	19 µg/g, 20 µg/g以上 陰性	—	不要	措置不要
		無	12				

(2) 食中毒予防対策事業

食中毒件数は、国が年統計で行っているため、年ごとの発生状況を示した。

令和元年の食中毒発生件数は、千葉市、船橋市及び柏市を含めて36件で、患者数は750人、死者数は0人であった。

病因物質の主なものは、アニサキス12件、カンピロバクター10件、ノロウイルス7件であった。

年間の発生状況及び各行事間における発生状況

件数等	年 間	6月1日～9月30日	8月1日～8月31日	国外扱い (別掲)
		食中毒警報等発令業務期間	食中毒予防強調月間	
発 生 件 数	36	10 (27.8)	4 (11.1)	0
患 者 数	750	73 (9.7)	26 (3.5)	0
死 者 数	0	0	0	0
1件当たりの患者数	20.8	7.3	6.5	0
10万対罹患率	11.9	-	-	-

※()内の値は、年間に対する比率(%)

過去10年間の発生状況

年	件数等					国外扱い(別掲載)	
	発生件数	患者数	死者数	1件当たりの患者数	*10万対罹患率	件数	患者数
H22	25	660	0	26.4	10.6	0	0
H23	30	517	1	17.2	8.3	0	0
H24	36	427	0	11.9	6.8	0	0
H25	28	412	0	14.7	6.6	1	76
H26	44	674	0	15.3	10.9	0	0
H27	33	624	0	18.9	10.0	0	0
H28	34	640	5	18.8	10.3	0	0
H29	31	688	0	22.2	11.0	0	0
H30	27	252	0	9.3	4.0	0	0
R1	36	750	0	20.8	11.9	0	0
平均	32.4	564.4	0.6	17.6	9.0	0.1	7.6

※総人口数は各年10月1日現在

保健所別発生状況(平成30年、令和元年)

保健所	年 件数等	令和元年			平成30年		
		発生件数	患者数	1件当たりの患者数	発生件数	患者数	1件当たりの患者数
習志野		0	0	-	0	0	-
市川		4	9	2.3	2	6	3.0
松戸		2	156	78.0	1	6	6.0
野田		0	0	-	0	0	-
印旛		5	164	32.8	2	2	1.0
香取		2	32	16.0	0	0	-
海匝		0	0	-	0	0	-
山武		0	0	-	1	37	37.0
長生		1	2	2.0	1	7	7.0
夷隅		0	0	-	1	40	7.0
安房		2	251	125.5	3	20	6.7
君津		3	5	1.7	0	0	-
市原		0	0	-	0	0	-
小計		19	619	32.6	11	118	10.7
千葉市		10	67	6.7	5	83	16.6
船橋市		5	16	3.2	8	28	3.5
柏市		2	48	24.0	3	23	7.7
合計		36	750	20.8	27	252	9.3

原因食品別発生状況(平成30年、令和元年)

原因食品別			令和元年			平成30年		
			件数	患者数	1件当たり患者数	件数	患者数	1件当たり患者数
原因食品判明	魚介類	貝類	0	0	—	2	10	5.0
		ふぐ	0	0	—	0	0	—
		その他	8	9	1.1	10	25	2.5
		加工品	0	0	—	0	0	—
	肉類およびその加工品		1	3	3.0	3	13	4.3
	野菜	豆類	0	0	—	0	0	—
		きのこ類	0	0	—	0	0	—
		その他	1	2	2.0	0	0	—
	菓子類		1	10	10.0	0	0	—
	複合調理品		2	8	4.0	2	72	36.0
	その他	食品特定	1	1	1.0	0	0	—
		食事特定	19	689	36.3	8	110	13.8
	小計		33	722	21.9	25	230	9.2
原因食品不明		3	28	9.3	2	22	11.0	
計		36	750	20.8	27	252	9.3	

原因物質別発生状況(平成30年、令和元年)

原因物質別			令和元年			平成30年		
			件数	患者数	1件当たり患者数	件数	患者数	1件当たり患者数
病因物質判明	腸炎ビブリオ		0	0	—	1	11	11.0
	サルモネラ属菌		0	0	—	0	0	—
	ブドウ球菌		2	15	7.5	0	0	—
	ウエルシュ菌		1	25	25.0	0	0	—
	セレウス菌		0	0	—	1	3	3.0
	ボツリヌス菌		0	0	—	0	0	—
	カンピロバクター		10	86	8.6	7	34	4.9
	腸管出血性大腸菌		0	0	—	1	18	18.0
	その他の大腸菌		0	0	—	0	0	—
	ノロウイルス		7	605	86.4	6	170	28.3
	その他のウイルス		0	0	—	0	0	—
	化学物質		1	1	1.0	1	3	3.0
	植物性自然毒		2	4	2.0	0	0	—
	動物性自然毒		0	0	—	0	0	—
	その他(アニサキス、クダア)		13	14	1.1	9	9	1.0
	小計		36	750	20.8	26	248	9.5
	原因物質不明		0	0	—	1	4	4.0
計		36	750	20.8	27	252	9.3	

原因施設別発生状況(平成30年、令和元年)

原因施設別			令和元年			平成30年		
			件数	患者数	1件当たり患者数	件数	患者数	1件当たり患者数
原因施設判明	飲食店 営業	食堂・料理	20	245	12.3	20	184	9.2
		仕出し・弁当	2	201	100.5	2	58	29.0
		旅館	2	232	116.0	1	1	1.0
	販売店		4	4	1.0	1	1	1.0
	製造所		1	10	10.0	0	0	—
	家庭		3	4	1.3	2	5	2.5
	事業所		1	25	25.0	1	3	3.0
	小計		33	721	21.8	27	252	9.3
原因施設不明		3	29	9.7	0	0	—	
計		36	750	20.8	27	252	9.3	

食中毒警報等発令状況

年別	発令区分	食中毒注意報	食中毒警報
令和元年	6月1日発令から 9月30日まで(122日間)		7月29日発令から 9月30日まで(64日間)
平成30年	6月1日発令から 9月30日まで(122日間)		7月17日発令から 9月30日まで(76日間)

5 ふぐ取扱指導事業

5 ふぐ取扱指導事業

昭和50年3月17日公布、同年9月1日に施行された「ふぐの取扱い等に関する条例(昭和50年千葉県条例第1号)」に基づき、ふぐ毒による公衆衛生上の危害の防止を図った。

表1 ふぐ処理師試験

項目	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	累計
		学科10/22 実技10/31	学科10/19 実技10/29	学科10/12 実技10/21	学科10/11 実技10/20	学科10/10 実技10/19	昭和50年度 ～ 令和元年度
出願者数		15	19	19	15	21	3,457
受験者数		14	19	19	15	20	3,331
合格者数		8	10	8	11	14	2,333
合格率(%)		57.1	52.6	42.1	73.3	70.0	70.0

表2 ふぐ処理師認定講習会

項目	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	累計
		11/5実施	11/2実施	10/27実施	10/26実施	10/25実施	昭和50年度 ～ 令和元年度
受講申込者数		29	28	23	16	24	1,450
受講者数 (認定者数)		29	28	23	16	23	1,336

表3 令和元年度ふぐ処理師免許証及びふぐ営業認証書交付数等

機関名	処理師 名簿数	免許証 交付数	免許証 再交付数	免許証 書換 交付数	認証施設数				認証書 交付数	認証書 再交付数	認証書 書換 交付数	監視件数
					飲食店 営業	魚介類 販売業	水産加工 その他	計				
習志野	143	1			23			23			2	30
市川	247	2			73	3		76	4		2	34
松戸	256	2			58	1		59	2		6	53
野田	57				14			14				15
印旛	225	3			62	4		66			1	11
香取	65				11			11				11
海匝	261		1		41	35	2	78	2			58
山武	58	1			22	1		23				17
長生	56	1	1		17	1		18				12
夷隅	82	3			15	1		16			1	13
安房	182	2			28	12		40	1			38
君津	299		1		36	11		47				88
市原	103				28			28	1			38
衛生指導課	1,460	20	1									
合計	3,494	35	4		428	69	2	499	10		12	418

表4 ふぐによる食中毒発生状況

区分 年月	原因施設	認証の 有無	免許の 有無	摂食者数	患者数	死亡者数 (再掲)	ふぐの 種類	備考
48.2	魚飯店			5	2	1	マフグ	銚子保健所管内
49.2	家庭			5	2	1	ショウサイフグ	中央保健所管内
50.5	家庭			1	1	0	ショウサイフグ	船橋保健所管内
50.6	家庭			5	2	1	不明	勝浦保健所管内
51.12	魚飯店	無	無	1	1	0	不明	木更津保健所管内
52～55	発 生 な し							
56.11	飲食店	無	有	3	1	0	ヒガンフグ	市原保健所管内 ※ 57年1月5日付け刑事 訴訟法第239条で告発
57.1	飲食店	無	無	1	1	0	ヒガンフグ (推定)	市川保健所管内 57年2月1日付け刑事 訴訟法第239条で告発
57.3	家庭		無	1	1	1	不明	館山保健所管内
57.12	家庭		無	1	1	0	不明	船橋保健所管内
58～61	発 生 な し							
62.1	飲食店	無	無	1	1	0	ショウサイフグ	木更津保健所管内 63年1月29日付け刑事 訴訟法第239条で告発
63～元	発 生 な し							
2.2	家庭		無	1	1	0	ショウサイフグ	木更津保健所管内
3.1	家庭		有	12	2	0	トラフグ	市原保健所管内
3.6	家庭		無	2	1	0	不明	銚子保健所管内
4～18	発 生 な し							
19.8	家庭		無	1	1	0	ショウサイフグ	市川保健所管内
20～25	発 生 な し							
26.4	家庭		無	7	2	0	不明	船橋市保健所管内
27～R1	発 生 な し							

※昭和57年 2月 9日付けでふぐ処理師免許の取消しを行った。

6 狂 犬 病 予 防 等 事 業

6 狂犬病予防等事業

表1-1 狂犬病予防事業の推移

区分 年度	登録申請数 (新規登録)	登録頭数 (原簿保有数)	鑑札引換 (転入数)	注射済票交付			注射 実施率
				集合	個別	合計	
25	15,376	236,647	2,395	72,540	98,197	170,737	72.1%
26	14,920	231,482	2,546	68,671	99,717	168,388	72.7%
27	14,875	227,966	2,639	62,492	102,925	165,417	72.6%
28	14,596	224,613	3,004	60,201	103,478	163,679	72.9%
29	14,642	221,213	3,289	56,151	105,315	161,466	73.0%
30	15,344	218,634	3,597	52,568	107,637	160,205	73.3%
元	14,497	215,935	3,489	48,868	108,486	157,354	72.9%

※千葉市、船橋市、柏市を除く。

表1-2 狂犬病予防事業実績

区分 保健所名	登録申請数 (新規登録)	登録頭数 (原簿保有数)	鑑札引換 (転入数)	注射済票交付			注射 実施率	世帯数(B) R2.3.1現在	注射犬指数 (B)/(A)
				集合	個別	合計(A)			
習志野	1,470	22,396	504	4,551	12,089	16,640	74.3%	208,461	12.5 世帯につき1頭
市川	1,780	23,569	446	3,476	14,181	17,657	74.9%	324,365	18.4 世帯につき1頭
松戸	2,471	32,925	625	4,533	22,507	27,040	82.1%	368,733	13.6 世帯につき1頭
野田	608	9,567	207	2,366	4,466	6,832	71.4%	63,609	9.3 世帯につき1頭
印旛	2,298	31,092	542	7,253	14,442	21,695	69.8%	217,276	10.0 世帯につき1頭
成田	720	9,522	123	2,361	3,652	6,013	63.1%	81,623	13.6 世帯につき1頭
香取	389	6,572	47	3,120	1,550	4,670	71.1%	40,249	8.6 世帯につき1頭
海匝	202	3,450	15	548	1,603	2,151	62.3%	25,693	11.9 世帯につき1頭
八日市場	374	5,897	38	2,828	1,480	4,308	73.1%	37,106	8.6 世帯につき1頭
山武	761	13,838	172	4,807	4,427	9,234	66.7%	82,356	8.9 世帯につき1頭
長生	534	9,324	114	2,195	3,833	6,028	64.7%	59,683	9.9 世帯につき1頭
夷隅	215	3,924	58	1,371	1,601	2,972	75.7%	29,586	10.0 世帯につき1頭
安房	279	4,850	61	1,863	1,955	3,818	78.7%	38,516	10.1 世帯につき1頭
鴨川	100	1,752	30	831	616	1,447	82.6%	14,464	10.0 世帯につき1頭
君津	1,158	18,943	370	4,655	9,396	14,051	74.2%	136,050	9.7 世帯につき1頭
市原	1,138	18,314	137	2,110	10,688	12,798	69.9%	117,870	9.2 世帯につき1頭
合計	14,497	215,935	3,489	48,868	108,486	157,354	72.9%	1,845,640	11.7 世帯につき1頭

7 動物愛護管理事業

7 動物愛護管理事業

(1) 動物愛護思想の普及・啓発

ア 動物愛護週間行事

「動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動愛法」)」(昭和48年法律第105号)第4条の規定による動物愛護週間行事を、以下のとおり実施した。

(ア) なかよし動物フェスティバル2019(9/15)

イオンモール成田 屋外第3駐車場 参加者数1,087名

犬のしつけ・病気等の相談、獣医師体験

ボランティア団体の活動紹介

ゆめみるチーバくん&写真撮影 等

(イ) 千葉県動物愛護セミナー(2/1)

千葉県文化会館小ホール 参加者数112名

セミナーテーマ「ゼロから始める動物愛護ボランティア」

講演「行政を支える様々な動物愛護ボランティアについて」

講演「ミルクボランティアについて」

講演「譲渡ボランティアについて」

講演「保護収容動物のトリミング等ボランティアについて」

講演「地域猫活動ボランティアについて」

質疑応答

イ 犬のしつけ方教室

犬の本能、習性を理解してもらうとともに、家庭犬としての基本的なしつけを体得してもらうため、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室開催要領」に基づき開催した。

また、生後半年までの子犬を飼養している飼い主を対象に、模範的な飼い主を養成するためパピークラスを開催した。

	実施回数	延べ参加者数
基礎講座	33	192
パピークラス	21	43

ウ 動物愛護教室

学童等を対象に、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を図るため、学校や地域の勉強会等へ講師を派遣した。

実施回数	参加者数		
	子供	成人	計
33	1,001	260	1,261

エ 親子体験教室

動物愛護センターの施設を利用して、小学生とその保護者を対象に、動物の正しい飼い方、安全な接し方、健康管理等について解説した。

実施回数	参加者数		
	児童	保護者	計
4	30	23	53

オ 愛犬・愛猫教室

犬・猫の飼育希望者に対して、疾病、育て方、関係法令等に関する講習を行った。

	実施回数	延べ参加者数
愛犬教室	68	486
愛猫教室	58	210

(2) 動物愛護管理に関する体制の整備

ア 千葉県動物愛護管理推進協議会の設置

動愛法第39条及び「千葉県動物愛護管理推進協議会設置要綱」に基づき、協議会を設置した。

イ 千葉県動物愛護推進員の委嘱

地域における動物の愛護及び適正な飼養について助言等を行うため、動愛法第38条の規定による推進員を69名委嘱している。

ウ 千葉県動物愛護ボランティアの登録

動物に係る課題や問題を解決するため、平常時の動物愛護事業や災害時の動物救護活動に協力してもらえる登録ボランティアを募集した。(登録者198名)

(3) 犬又は猫の譲渡等

ア 飼育希望者への犬・猫の譲渡

「犬又はねこ等の譲渡実施要領」に基づき、収容(捕獲、引取り、負傷収容)された犬・猫を、登録愛護団体及び一般希望者に譲渡した。(表1-1、1-2)

実施回数	申込件数	譲渡頭数	
		犬	猫
68	607	641	951

イ 飼い主がしの会・出会いの場事業

犬・猫のもらい手を探している飼い主と、飼育を希望している者との出会いの場として、動物愛護センター(本所、支所)で実施した。

実施回数	譲渡希望件数	譲受希望件数	決定頭数	
			犬	猫
22	226	218	56	69

(4) 負傷動物の収容

動愛法第36条第1項の規定による負傷動物の発見通報件数は次のとおりであった。

	犬	猫	その他	計
件数	29	423	23	475

また、通報に基づき収容した動物は次のとおりであった。(表1-1、1-2)

	犬	猫	その他	計
頭数	8	272	12	292

(5) 犬・猫の引取り

動愛法第35条の規定により、犬・猫の引取りを実施した。(表1-1、1-2)

引取り場所については、次のとおりである。

県の施設(動物愛護センター本所、同支所、保健所等:18箇所)

(6) 動物取扱業の適正化

動愛法に基づき、第一種及び第二種動物取扱業者に対する指導等を実施した。

第一種動物取扱業

	計	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあつせん	譲受飼養
登録数	1,772	883	1,067	72	225	139	0	6
立入検査数	720	413	412	60	71	103	0	5

第二種動物取扱業

	計	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	その他
届出数	33	23	5	0	1	8	0
立入検査数	37	18	7	0	0	12	0

(7) 動物による危害発生の防止

ア 犬の捕獲

管理者のいない犬及び係留されていない飼い犬については、「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」(以下、「条例」)(平成26年10月21日千葉県条例第42号)第22条の規定により捕獲・抑留し、飼い主の見つからなかった犬は処分(譲渡又は殺処分)した。(表1-1、表2)

イ 犬によるこう傷事故の発生状況(表3)

条例第20条の規定により、犬による咬傷事故の発生時にこう傷届出書及び獣医師による検診の結果を受理した。

届出件数	咬傷犬数	被害者数
129	131	136

ウ 多頭飼養の届出状況

条例第14条及び15条の規定により、動物取扱業者等を除いて犬又は猫の飼養又は保管数が1つの飼養施設において10以上となった場合に、多頭飼養届出書を受理した。

	届出施設数	飼養頭数内訳				調査件数合計	現地調査件数	立入検査数
		10～30	31～60	61～90	91～			
当該年度	34	31	3	0	0	154	66	88
累計	200	185	15	0	0			

エ 特定動物の飼養保管

動愛法に基づき、特定動物の飼養及び保管に関する指導等を実施した。

	構造別内訳					動物種別内訳		
	おり型施設等	擁壁式施設等	移動用施設	水槽型施設等	その他	哺乳綱	鳥綱	爬虫綱
許可件数	51	2	31	78	1	67	14	82
立入検査数	75	10	18	84	0	—	—	—

(8) 飼い主のいない猫対策事業

地域における猫による環境問題対策を加速させるとともに、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、猫の殺処分の減少を図るため、市町村が実施する不妊・去勢手術等の取組みに係る経費を助成する事業を実施した。

新規事業として1市1町、拡充事業として4市の計6市町から補助金の交付申請があった。

(9) 動物の正しい飼い方推進月間の実施(令和元年6月1日～6月30日)

動物の適正な飼養及び保管の普及・啓発を図るため次の事業を実施した。

- ア 飼い犬の係留指導等
- イ 家庭動物等の飼養管理指導
- ウ 野犬等の捕獲
- エ こう傷犬の飼養実態調査と指導
- オ 大型犬飼養実態調査
- カ 多頭飼養届出施設の調査
- キ 動物取扱業者の適正化
- ク 特定動物の飼養等の許可
- ケ 広報活動

(10) 動物による危害防止対策強化月間の実施(令和元年11月1日～11月30日)

動物による危害及び被害の発生を防止するため、次の事業を実施した。

- ア 大型犬、こう傷事故犬等の飼養実態調査
- イ 野犬等の捕獲及び飼い犬の係留指導
- ウ 多頭飼養届出施設の調査
- エ 特定動物の飼養施設への立ち入り検査
- オ 広報活動

(11) 動物に関する指導等

- ア 動物による苦情届出件数(表4-1)
- イ 動物の飼養に関する指導・助言件数(表4-2)
- ウ 行政措置件数(表4-3)
- エ 狂犬病予防員等の人員(表5)
- ウ 麻酔銃保管状況(表6)

表1-1 各機関別業務実績(犬)

(令和2年3月末現在)

項目 機関名		各機関での業務実績										
		入					出					
		捕獲	引取り	負傷犬 収容	他部署 からの 搬入	前年度 繰入	返還	譲渡	センター への移 送	センター 以外へ の移送	殺処分	次年度 繰越
愛護センター管内	印旛		1					1				
	成田		3					3				
	香取		1					1				
	海匝		7					7				
	八日市場		2					2				
	山武		9					9				
	愛護センター	572	32	1	305	58	190	548			180	50
小計	572	55	1	305	58	190	548	23		180	50	
東葛飾支所管内	習志野		1						1			
	市川											
	松戸											
	野田		9						9			
	東葛飾支所	151	10	1	10	20	82	93	5			12
小計	151	20	1	10	20	82	93	5	10		12	
南総地区	長生	96	2	2				2	98			
	夷隅	19	1		98	2	28		91		1	
	安房	23	9		7	1	15		25			
	鴨川	7							7			
	君津	109	26	2	120	3	97		157		6	
	市原	118	2	2					2	120		
	小計	372	40	6	225	6	140		277	225		7
計	1,095	115	8	540	84	412	641	305	235	180	69	

出入りの合計
入)

平成30年度からの繰入	84 頭
捕獲	1,095 頭
引取り	115 頭
負傷犬収容頭数	8 頭
計	1,302 頭

出)

返還	412 頭
譲渡	641 頭
殺処分	180 頭
令和2年度への繰越	69 頭
計	1,302 頭

表1-2 各機関別業務実績(猫)

(令和2年3月末現在)

項目 機関名		各機関での業務実績									
		入				出					
		引取り	負傷猫 収容	他部署 からの 搬入	前年度 繰入	返還	譲渡	センター への移 送	センター 以外へ の移送	殺処分	次年度 繰越
愛護センター管内	印旛	43					43				
	成田	4					4				
	香取	46					46				
	海匝	36					36				
	八日市場	4					4				
	山武	54					54				
	愛護センター	403	84	882	16	11	769		570	35	
	小計	590	84	882	16	11	769	187	570	35	
東葛飾支所管内	習志野	11						11			
	市川										
	松戸										
	野田	6						6			
	東葛飾支所	184	73	17	11	5	182	86		12	
小計	201	73	17	11	5	182	86	17	12		
南総地区	長生	134	17				30	121			
	夷隅	64	13	121			198				
	安房	55	10	11		1	75				
	鴨川	33	11				33	11			
	君津	156	40	27	1	3	218			3	
	市原	58	24				55	27			
	小計	500	115	159	1	4	609	159		3	
計	1,291	272	1,058	28	20	951	882	176	570	50	

出入りの合計

入)

平成30年度からの繰入	28	頭
引取り	1,291	頭
負傷猫収容頭数	272	頭
計	1,591	頭

出)

返還	20	頭
譲渡	951	頭
殺処分	570	頭
令和2年度への繰越	50	頭
計	1,591	頭

表2 各機関別捕獲状況(平成30年度・令和元年度)

項目 機関名		年度	捕獲方法別捕獲頭数					合計
			輪掛け	捕獲箱	捕獲網	麻酔銃	その他	
愛護センター管内	印旛	30 元						
	香取	30 元						
	海匝	30 元						
	八日市場	30 元						
	山武	30 元						
	愛護センター	30 元	24 32	212 284			261 256	497 572
東葛飾支所管内	習志野	30 元						
	市川	30 元						
	松戸	30 元						
	野田	30 元						
	東葛飾支所	30 元		2			170 151	172 151
南総地区	長生	30 元	55 62	5 13			24 21	84 96
	夷隅	30 元	14 6	4 1			11 12	29 19
	安房	30 元	3 4	3 3			20 16	26 23
	鴨川	30 元	1 2				4 5	5 7
	君津	30 元	126 90	13 12			1 6	140 109
	市原	30 元	95 100	12 14	10 4		1	118 118
	合計	30 元	318 296	251 327	10 5		492 467	1,071 1,095

※千葉市、船橋市、柏市を除く。

表3 各機関別犬による咬傷事故の発生状況(平成30年度・令和元年度)

項目 機関名・年度	咬傷事故件数	被 害 者 数	咬 傷 犬 数	咬傷犬の登録状況等			事故発生場所			事故発生時の被害者の状況									
				飼い犬			野 犬	犬 舎 周 辺	公 共 の 場 所	そ の 他	犬 に 手 を 出 し た	け い 留 し よ う と し た	訪 問 ・ 配 達 の 際	通 行 中	遊 戯 中	そ の 他			
				飼い主判明		飼 い 主 不 明													
				登 録	未 登 録														
愛護センター管内	印旛	30 元	14 18	14 18	14 18	11 17	2 1	1		2 4	10 14	2	1 1		4 4	8 2	2 2	7 3	
	成田	30 元	9 4	9 4	9 4	8 4	1			1		9 3	2		1 1	4 1		2 2	
	香取	30 元	8 3	9 3	8 3	4 3	3		1	2	5	1	2		2	2	2	1	2
	海匝	30 元	4 2	4 2	4 2	3 2	1				4		1			3	1		1
	八日市場	30 元	1 3	1 3	1 3		2	1					1		1				1
	山武	30 元	15 9	15 9	15 9	9 4	6 4		1	5	10 7		3 2	1 1	3 1	7 4			1 1
東葛飾支所管内	習志野	30 元	10 12	10 12	10 12	8 11	2 1			4 2	5 7	1 3	3 3	1	4	7		1 2	
	市川	30 元	18 8	18 8	18 8	14 6	4 2		6	12 5		3 1		4 1	7 3	1	1	4	
	松戸	30 元	18 10	18 10	18 10	15 10	3		7	11 3		1 3	1	3	8	4	1	5	
	野田	30 元	7 12	7 18	7 14	5 11	1 1	2	6	1 9		2 3		2 3	2	12		1	
南総地区	長生	30 元	8 7	8 7	8 7	6 7	1	1		4 4	4		1		1 3	4 3	1	1	
	夷隅	30 元	3 7	3 8	3 7	2 6		1		3 6			1			3 6		1	
	安房	30 元	4	4	4	3	1		1	2	1				3			1	
	鴨川	30 元	4 2	4 2	4 2	4 2			2	2		1		1	1			1	
	君津	30 元	12 19	12 19	12 19	11 18	1 1			11 9		1	2	2	5	9	1	2	
	市原	30 元	9 9	9 9	9 9	8 9	1		2	7 5		1		1	5 5	1		1 2	
合計	30 元	140 129	141 136	140 131	108 114	26 14	5 2	1 1	40 39	85 74	15 16	24 21	5 6	19 17	59 68	6 6	28 18		

※千葉市、船橋市、柏市を除く。

(注) 1 咬傷犬数は事故を起こした実頭数である。

(注) 2 1頭の犬が複数の人を咬んだ例もある。

(注) 3 2の場合において、概ね同一場所及び同一時刻であれば事故件数は1件として計上している。

表4-1 動物による苦情届出件数(平成30年度・令和元年度)

区分 動物種	年度	農作物 家畜	住居 庭園	捕獲 依頼	鳴き声	汚物 悪臭	その他	合計
犬	30	28 (0.7%)	181 (4.4%)	2,610 (63.6%)	311 (7.6%)	157 (3.8%)	815 (19.9%)	4,102
	元	33 (0.9%)	93 (2.5%)	2,379 (64.1%)	262 (7.1%)	137 (3.7%)	809 (21.8%)	3,713
猫	30	29 (0.8%)	737 (21.2%)	902 (25.9%)	66 (1.9%)	630 (18.1%)	1,117 (32.1%)	3,481
	元	24 (0.7%)	662 (20.4%)	900 (27.8%)	49 (1.5%)	614 (19.0%)	989 (30.5%)	3,238
その他	30	6 (1.5%)	41 (10.4%)	38 (9.6%)	8 (2.0%)	16 (4.1%)	286 (72.4%)	395
	元	6 (2.2%)	27 (9.7%)	42 (15.1%)	13 (4.7%)	25 (9.0%)	166 (59.5%)	279
計	30	63 (0.8%)	959 (12.0%)	3,550 (44.5%)	385 (4.8%)	803 (10.1%)	2,218 (27.8%)	7,978
	元	63 (0.9%)	782 (10.8%)	3,321 (45.9%)	324 (4.5%)	776 (10.7%)	1,964 (27.2%)	7,230

※千葉市、船橋市、柏市を除く。

表4-2 動物の飼養に関する指導・助言件数(平成30年度・令和元年度)

区分 動物種	年度	譲渡	不妊 去勢	疾病	飼い方	引取り	逸走	死亡	登録 注射	その他	合計
犬	30	1,150 (12.8%)	378 (4.2%)	305 (3.4%)	1,605 (17.8%)	623 (6.9%)	2,860 (31.8%)	75 (0.8%)	1,133 (12.6%)	868 (9.6%)	8,997
	元	991 (11.9%)	301 (3.6%)	240 (2.9%)	1,384 (16.6%)	617 (7.4%)	2,423 (29.0%)	43 (0.5%)	1,054 (12.6%)	1,298 (15.5%)	8,351
猫	30	1,288 (14.5%)	1,007 (11.4%)	269 (3.0%)	1,480 (16.7%)	1,466 (16.5%)	2,352 (26.5%)	157 (1.8%)	1 (0.0%)	850 (9.6%)	8,870
	元	996 (12.3%)	698 (8.6%)	112 (1.4%)	1,164 (14.4%)	1,480 (18.3%)	2,062 (25.5%)	128 (1.6%)	7 (0.1%)	1,447 (17.9%)	8,094
その他	30	5 (0.8%)	0 (0.0%)	7 (1.1%)	41 (6.3%)	14 (2.2%)	136 (21.1%)	60 (9.3%)	0 (0.0%)	383 (59.3%)	646
	元	17 (3.1%)	0 (0.0%)	5 (0.9%)	40 (7.3%)	22 (4.0%)	119 (21.8%)	30 (5.5%)	0 (0.0%)	313 (57.3%)	546
計	30	2,443 (13.2%)	1,385 (7.5%)	581 (3.1%)	3,126 (16.9%)	2,103 (11.4%)	5,348 (28.9%)	292 (1.6%)	1,134 (6.1%)	2,101 (11.3%)	18,513
	元	2,004 (11.8%)	999 (5.9%)	357 (2.1%)	2,588 (15.2%)	2,119 (12.5%)	4,604 (27.1%)	201 (1.2%)	1,061 (6.2%)	3,058 (18.0%)	16,991

※千葉市、船橋市、柏市を除く。

表4-3 行政措置件数(平成26年度～令和元年度)

区分 年度	口頭説諭	始末書	措置命令	催告	警告	告発	合計
	26	999	496	1			
27	945	491					1,436
28	1,192	469		1			1,662
29	1,274	312					1,586
30	1,044	307	1				1,352
元	931	317					1,248

※千葉県市、船橋市、柏市を除く。

表5 狂犬病予防員等の人員(平成26年度～令和元年度)

区分 年度	狂犬病予防員			動物指導員		
	専任	兼任	計	定数内	定数外	計
26	8	55	63	29	9	38
27	8	57	65	21	12	33
28	8	54	62	20	14	34
29	8	52	60	23	12	35
30	8	51	59	23	11	34
元	9	53	62	20	11	31

※千葉県市、船橋市、柏市を除く。

表6 麻醉銃保有状況

購入年度	種類	数(丁)
H18	エア一式吹き矢型麻醉銃	1

8 と 畜 衛 生 事 業

8 と畜衛生事業

(1) と畜場数

公営施設				私営施設					合計
市町村営	市町村一部事務組合	県立と畜場	小計	株式会社	有限会社	農業協同組合	その他	小計	
2			2	1			2	3	5

(2) と畜頭数

区分 年度	大動物(頭)	小動物(頭)	計(頭)	小動物換算(頭) (大動物×3)+小動物
30(A)	22,177	879,352	901,529	945,883
R1(B)	21,965	865,970	887,935	931,865
増減 (B)-(A)	-212	-13,382	-13,594	-14,018

(3) 年度別と畜頭数の推移

畜種 年度	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
11	35,520	363	7	725,364	3	2	761,259
12	35,823	201	13	699,834	5	2	735,878
13	28,939	192	7	686,142	3	6	715,289
14	36,057	574	10	815,005	0	0	851,646
15	33,702	813	10	810,151	0	0	844,676
16	32,897	905	2	826,279	1	0	860,084
17	26,486	772	5	791,623	0	1	818,887
18	25,441	435	7	775,306	0	0	801,189
19	25,652	430	6	781,885	0	1	807,974
20	25,929	562	8	802,765	0	2	829,266
21	27,282	559	3	875,094	1	2	902,941
22	25,346	665	3	873,796	0	6	899,816
23	28,900	617	2	859,749	1	1	889,270
24	23,711	525	1	868,000	0	4	892,241
25	24,261	560	2	899,646	0	13	924,482
26	25,508	529	3	839,582	0	10	865,632
27	22,950	439	4	866,350	4	18	889,765
28	21,784	525	2	866,781	7	1	889,100
29	21,295	652	0	874,987	0	24	896,958
30	22,174	631	3	878,691	0	30	901,529
R1	21,965	628	0	865,292	16	34	887,935

(4) と畜検査結果

と畜検査頭数及び疾病別処分数比較表

種類		牛			とく			馬			豚			めん羊			山羊			計				
と畜検査頭数 (A)		21,965			628						865,292			16			34			887,935				
処分内容		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄		
処分実頭数 (B)			340	11,240		3	424					758	626,136			7			1		1,101	637,808		
処分率% (B)÷(A)			1.5	51.2		0.5	67.5					0.1	72.4			43.8			2.9		0.1	71.8		
疾病別 処分数	細菌病	豚丹毒										7									7			
		サルモネラ症										1										1		
		放線菌病			10																		10	
		その他																						
	ウイルス・ リケッチア病	豚コレラ																						
		その他																						
	原虫病	トキソプラズマ病																						
		その他																						
	寄生虫病	ジストマ病			9																		9	
		その他			1									28,313										28,314
	その他の 疾病	膿毒症		10			2						251										263	
		敗血症		113			1						455										569	
		尿毒症											4										4	
		黄疸		6									17										23	
		水腫		33	335			1						79									33	415
		腫瘍		178	1								23	6									201	7
		炎症又は炎症 産物による汚染			11,673			563						494,330			7			1			506,574	
変性又は萎縮				2,182			37						3,105			1							5,325	
その他			1,199			2						169,870										171,071		
計			340	15,410		3	603					758	695,703			8			1		1,101	711,725		

(5) 病畜検査頭数

疾病区分	畜種別		とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
	肉用	乳用						
(1) 人畜共通伝染病、家畜伝染病を著しく疑うもの								
(2) 起立不能、機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	102	1,122	17		243			1,484
(3) 汚染源となる症状を呈しているもの					1			1
(4) 異常熱のあるもの								
(5) そ の 他					2			2
計	102	1,122	17		246			1,487

[例]

(1) 結核、炭疽、気腫疽、破傷風、トキソプラズマ病、豚コレラ、豚丹毒、サルモネラ症、脳炎等

(2) 骨折、脱臼、難産、産じょく麻痺等

(3) 敗血症、尿毒症、膿毒症、フレグモーネ、重度の腫瘍、重度の下痢、著しく衰弱したもの等

(5) 中毒諸症、食滞、著しい貧血症、皮膚発赤及び紫斑を認めるもの(伝染病以外のもの)、鼓張症、疝痛、脱腸、子宮脱、膣脱等

(6) と畜検査状況

所属	と畜場名	牛	とく	馬	豚	めん羊 山羊	計	小動物 換算	開場 日数	延派遣人 数	1日当たり 平均検査 頭数	検査員1人1 日当たり平均 検査頭数	と畜場開催日派遣人数					1日の処理 能力(単位: 頭)※	備考	
	と畜場設置者												月	火	水	木	金			
	所在地																			
中央食肉衛生検査所	印旛食肉センター事業協同組合 印旛食肉センター																			
	印旛食肉センター事業協同組合				198,864		198,864	198,864	242	1,823	822	110	7	7	7	7	7	900		
	成田市芦田2420																			
	小計				198,864		198,864	198,864	242	1,823	822	110	7	7	7	7	7	900		
東総食肉衛生検査所	千葉県食肉公社																			
	(株)千葉県食肉公社	14,619	341		427,729		442,689	471,927	253	3,141	1,866	151	13	13	13	9	13	2,210	木曜日は 牛休場	
	旭市鎌数6354-3																			
	横芝光町営東陽食肉センター																			
	横芝光町	3,336	19		105,711	39	109,105	115,777	245	1,960	473	60	8	8	8	8	8	940		
	山武郡横芝光町芝崎1390																			
	東庄町食肉センター																			
	東庄町				99,212		99,212	99,212	240	970	414	103	4	4	4	4	4	500		
	香取郡東庄町笹川\4714																			
	小計	17,955	360		632,652	39	651,006	686,916	738	6,071	931	114	25	25	25	21	25	3,650		
南総食肉衛生検査所	南総食肉センター																			
	県南畜産処理事業協同組合	4,010	268		33,776	11	38,065	46,085	245	1,514	189	31	6	6	6	6	6	330		
	長生郡睦沢町北山田寺崎新田15-1																			
	小計	4,010	268		33,776	11	38,065	46,085	245	1,514	189	31	6	6	6	6	6	330		
合計	21,965	628		865,292	50	887,935	931,865	1,225	9,408	761	100	38	38	38	34	38	4,880			

※1日の処理能力:小動物換算頭数

(7) 牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査結果

検査期間	検査頭数	陽性頭数
平成13年10月18日～平成14年3月31日	13,362頭	4頭
平成14年4月1日～平成15年3月31日	36,630頭	1頭
平成15年4月1日～平成16年3月31日	34,515頭	0頭
平成16年4月1日～平成17年3月31日	33,802頭	0頭
平成17年4月1日～平成18年3月31日	27,258頭	0頭
平成18年4月1日～平成19年3月31日	25,876頭	2頭
平成19年4月1日～平成20年3月31日	26,082頭	0頭
平成20年4月1日～平成21年3月31日	26,491頭	0頭
平成21年4月1日～平成22年3月31日	27,841頭	0頭
平成22年4月1日～平成23年3月31日	26,011頭	0頭
平成23年4月1日～平成24年3月31日	29,517頭	0頭
平成24年4月1日～平成25年3月31日	24,236頭	0頭
平成25年4月1日～平成26年3月31日	11,414頭	0頭
平成26年4月1日～平成27年3月31日	6,565頭	0頭
平成27年4月1日～平成28年3月31日	6,934頭	0頭
平成28年4月1日～平成29年3月31日	5,955頭	0頭
平成29年4月1日～平成30年3月31日	1頭	0頭
平成30年4月1日～平成31年3月31日	0頭	0頭
平成31年4月1日～令和2年3月31日	0頭	0頭
計	362,490頭	7頭

平成13年10月18日から食用として処理される牛を対象としたBSEのスクリーニング検査を実施している。

なお、平成25年6月31日までは全ての月齢の牛、平成25年7月1日から平成29年3月31日までは48ヶ月齢超の牛、平成29年4月1日からは生後24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛を検査対象としている。

また、これまでにスクリーニング検査で陽性となった7頭は、国へ依頼した確認検査の結果、陰性が確認されている。

9 食 鳥 肉 衛 生 事 業

9 食鳥肉衛生事業

食鳥肉に起因する衛生上の危害を防止することを目的として、平成2年6月29日に「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が、公布された。

食鳥検査は、平成4年4月1日から開始され、令和元年度の食鳥検査羽数は、1,343,887羽であった。

また、年間処理羽数30万羽以下の認定小規模処理施設の確認羽数は、362,193羽であった。

令和元年度末時点、本県で食鳥処理の事業許可施設は14件、届出食肉販売業の届出は0件である。

(1) 食鳥処理の事業の許可等

表1 食鳥処理の事業の許可及び届出食肉販売業の届出件数

区分	年間処理羽数が 30万羽を超える施設	年間処理羽数が 30万羽以下の施設
許可・届出		
食鳥処理の事業許可件数	1	13
届出食肉販売業の届出件数	0	

(2) 食鳥検査羽数及び食鳥確認羽数

表2-1 食鳥検査羽数

(単位:羽)

年度	種 類	ブロイラー	成鶏	その他	計
R1		1,343,887	0	0	0

表2-2 食鳥確認羽数

(単位:羽)

年度	種 類	ブロイラー	成鶏	その他	計
R1		51,087	310,359	747	362,193

(3) 地区別、種類別食鳥検査羽数及び食鳥確認羽数

表3-1 食鳥検査羽数

(単位:羽)

機 関	種 類	ブロイラー	成鶏	その他	計
中央食肉衛生検査所管内		0	0	0	0
東総食肉衛生検査所管内		1,343,887	0	0	1,343,887
南総食肉衛生検査所管内		0	0	0	0
計		1,343,887	0	0	1,343,887

表3-2 食鳥確認羽数

(単位:羽)

機 関	種 類	ブロイラー	成鶏	その他	計
中央食肉衛生検査所管内		1,813	0	364	2,177
東総食肉衛生検査所管内		42,530	309,619	383	352,532
南総食肉衛生検査所管内		6,744	740	0	7,484
計		51,087	310,359	747	362,193

(4) 食鳥検査結果

表4 食鳥検査羽数及び疾病別処分数比較表

種類		ブロイラー			成鶏			その他			計		
食鳥検査数 (A)		1,343,887									1,343,887		
処分内容		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄
処分実羽数 (B)		11,141	23,900	18,871							11,141	23,900	18,871
処分率 (B)÷(A)		0.83%	1.78%	1.40%							0.83%	1.78%	1.40%
疾病別羽数	ウイルス・クラミジア病												
	鶏痘												
	伝染性気管支炎												
	伝染性喉頭気管炎												
	ニューカッスル病												
	鶏白血病												
	封入体肝炎												
	マレック病		14										14
	その他												
	細菌病												
	大腸菌症	1	16,728								1	16,728	
	伝染性コリーザ												
	サルモネラ症												
	ブドウ球菌症												
	その他												
	毒血病												
	膿毒症												
	敗血症	6	4,092								6	4,092	
	真菌症												
	原虫病 (トキソプラズマ病をのぞく)												
	寄生虫病												
	変性	2,590	61	689							2,590	61	689
	尿酸塩沈着症												
	水腫			711									711
	腹水症	3,863	2,761								3,863	2,761	
	出血			12,529									12,529
	炎症			5,164									5,164
	萎縮												
	腫瘍		7									7	
	臓器の異常な形等			99									99
	異常体温												
	黄疸												
	外傷	533	35	1,782							533	35	1,782
中毒諸症													
削瘦及び発育不良	3,724	179								3,724	179		
放血不良	318	21								318	21		
湯漬過度	106	2								106	2		
その他													
計		11,141	23,900	20,974							11,141	23,900	20,974

(5) 令和元年度食鳥検査状況

所管	食鳥処理施設名称	食鳥処理業者名	施設所在地	ブロイラー (単位:羽)	成鶏 (単位:羽)	その他 (単位:羽)	計 (単位:羽)	年間開場日 数 (日)	1日検査羽 数 (単位:羽)
東 総	丸トポートリー食品(株) 関東支店	丸トポートリー食品(株) 代表取締役 平田 享司	香取市大倉 5708-2	1,343,887			1,343,887	252	5,333
合 計				1,343,887	0	0	1,343,887	252	5,333

10 食品安全推進事業

10 食品安全推進事業

食品等の安全・安心の確保について、関係者の責務と役割を明らかにするとともに、施策を総合的に推進することにより、県民の健康を保護し、安心できる生活の確保に寄与することを目的とした「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」（以下、「条例」という。）が平成18年4月1日から施行され、平成19年3月に、条例に基づき、生産から消費に至る施策を実施するための方向性を示す「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針」を策定した。

平成20年9月に、県内に流通している食品等の自主回収情報を、県ホームページを活用して広く県民に提供する「食品等の自主回収に関する情報提供を支援する事業」を開始し、令和元年度は、11件の自主回収情報と53件の県内に流通している可能性のある食品に関する情報を発信した。

令和元年度のリスクコミュニケーションについては、一般消費者を対象に「夏休み☆食品安全探検ツアー2019」と題し、イオンモール船橋の見学及び講義等を、大学生・専門学校生を対象に「最近の食品衛生事情について」をテーマに開催し、食品等の安全・安心に関する情報や意見の交換を行った。

啓発事業として、消費者や食品関連事業者が開催する講習会に出向き、食品衛生の講義、手洗い等の体験事業を行う、「ちば食の安全・安心出前講座」事業を86会場で3,703人を対象に実施した。

令和元年度リスクコミュニケーション開催結果

○一般消費者、大学生・専門学校生

日 時	会 場	参加人数
8月26日(月)	イオンモール船橋(船橋市)	26名
10月1日(火)	千葉県立保健医療大学(千葉市)	25名
10月21日(月)	千葉調理師専門学校(千葉市)	118名
計		169名

テーマ：「事業者、行政の食の安全に対する取組、食中毒予防について」

(船橋市：イオンモール船橋)

「最近の食品衛生事情について」(千葉市：千葉県立保健医療大学)

(千葉市：千葉調理師専門学校)

なお、庁内関係部局で構成される「千葉県食の安全・安心対策会議」において、食品の生産から製造・加工、流通、消費に至る一貫した対策を推進するとともに、緊急を要する事案の発生時に迅速に対応することとしている。

また、HACCPの普及推進については、今後、全ての食品等事業者に対してHACCPに沿った衛生管理が制度化されることを踏まえ、主に「HACCPに基づく衛生管理」の導入を希望する食品関連事業者を対象としたセミナーを開催した(9回。参加事業者 93事業者)。

さらに、食品衛生監視員の技能向上を目的として、HACCPに係る研修会を開催した(講義及び実地研修)。

11 養成施設指導監督事業

11 養成施設指導監督事業

平成26年6月4日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)が公布されたことを受け、平成27年4月1日、理容師法(昭和22年法律第234号)、美容師法(昭和32年法律第163号)、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が改正され、以下の事務・権限が国から県に委譲された。

- ・理容師・美容師養成施設の指定及び指導に係る事務
- ・理容師・美容師養成施設の入学に関する学力認定に係る事務
- ・製菓衛生師に係る養成施設の指定等に係る事務・権限
- ・食品衛生管理者及び食品衛生監視員の登録養成施設並びに食品衛生管理者の登録講習会の登録等に係る事務・権限
- ・食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録等に係る事務・権限

(1) 理容師・美容師養成施設

ア 施設数(令和2年3月末日時点)

	理容師養成施設	美容師養成施設
養成施設数	3	8

イ 事務

	理容師養成施設	美容師養成施設
新規指定数	—	1
変更承認数	1	3
課程設置承認数	—	—
同時授業実施承認数	1	1
課程廃止承認数	—	—
施設廃止承認数	—	—
変更届出数	4	19
生徒定員変更届出数	1	3
同時授業終了届出数	—	—
指定取消数	—	—

ウ 立入調査・指導等

	理容師養成施設	美容師養成施設
立入調査数	1	2
改善指示数	—	—

エ 養成施設の入学に関する学力認定

	理容師養成施設	美容師養成施設
認定者数	—	—

(2) 製菓衛生師養成施設

ア 施設数(令和2年3月末日時点)

	製菓衛生師養成施設
養成施設数	2

イ 事務

	製菓衛生師養成施設
新規指定数	—
変更承認数	—
変更届出数	1
指定取消数	—

ウ 立入調査・指導等

	製菓衛生師養成施設
立入調査数	1
改善指示数	—

(3) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の登録養成施設

ア 施設数(令和2年3月末日時点)

	食品衛生管理者及び食品衛生監視員 登録養成施設
養成施設数	8

イ 事務

	食品衛生管理者及び食品衛生監視員 登録養成施設
新規登録数	—
変更届出数	4
登録取消数	—

ウ 立入調査・指導等

	食品衛生管理者及び食品衛生監視員 登録養成施設
立入調査数	—
改善指示数	—

(4) 食品衛生管理者の登録講習会の登録

県内登録者なし

(5) 食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録

県内登録者なし